

第1090号（平成31年4月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**〔条例〕**

- △ 横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例【経済局運営調整課】 4

**〔規則〕**

- △ 横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【経済局運営調整課】 5
- △ 横浜市中心卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則【経済局運営調整課】 6
- △ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育運営課】 7

**〔告示〕**

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 8
- △ 郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】 9
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】 14
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 27
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】 32
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】 33
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】 34
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 35
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 38
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 39
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ

ス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	43
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	44
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退【健康福祉局障害企画課】	45
△ 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】	46
△ 横浜スタジアム使用料の収納事務の委託【環境創造局公園緑地管理課】	47
△ 「横浜市文化財地図」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	48
△ 「称名寺庭園」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	49
△ 「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	50
△ 「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	51
△ 「旧ベリック邸（ベリックホール）解体復原工事調査報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	52
△ 「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	53
△ 「横浜の古道」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	54
△ 「わたしたちの横浜」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	55
△ 「横浜の歴史」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	56
△ 「Yokohama Express」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	57
△ 「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	58
△ 「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	59
△ 「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	60
△ 「本牧波瀾の100年」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	61
△ 「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	62
△ 「郷土よこはま復刻合集版」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	63
△ 「郷土よこはま」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	64
△ 平成31年度包括外部監査契約の締結【監査事務局監査管理課】	65
<b>【公告】</b>	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	66
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	67
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	68
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	70
△ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	71
△ 同	【建築局都市計画課】 72
△ 同	【建築局都市計画課】 73
△ 同	【建築局都市計画課】 74
△ 同	【建築局都市計画課】 75
△ 横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	76
△ 同	【建築局都市計画課】 77
△ 横浜国際港都建設下水道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	78

△ 建築基準法に基づく措置命令【建築局違反对策課】	80
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	81
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	82
△ 都市計画法に基づく措置命令【建築局調整区域課】	83
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	84
△ 同【建築局調整区域課】	85
△ 同【建築局調整区域課】	86
△ 同【建築局調整区域課】	87
△ 同【建築局調整区域課】	88
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	89
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	90
△ 同【建築局建築指導課】	91
△ 同【建築局建築指導課】	92
△ 同【建築局建築指導課】	93
△ 市有地の定期借地に関する一般競争入札の施行【道路局河川企画課】	94
[達]	
△ 横浜市老人福祉施設処務規程の廃止【健康福祉局高齢施設課】	98
[消防局]	
△ 消防法に基づく措置命令【指導課】	99
[水道局]	
△ 公金徴収及び収納事務委託【サービス推進課】	100
△ 刊行物頒布代金の徴収事務の委託【総務課】	103
[交通局]	
△ 横浜市交通局自動車安全管理規程の一部を改正する規程【安全管理課】	104
△ 横浜市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程【安全管理課】	106
△ 横浜市交通局広告取扱規程【事業開発課】	110
△ 横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程【人事課】	115
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市立市民病院駐車場使用料の収納事務の委託【病院経営課】	142
[教育委員会]	
△ 横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正【教職員労務課】	143
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	145
[人事委員会]	
△ 試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	147
△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	148
[職員共済組合]	
△ 横浜市職員共済組合監事の就職【職員共済課】	149
△ 横浜市職員共済組合定款の一部変更【職員共済課】	150
△ 横浜市職員共済組合貸付規程の一部改正【医療福祉課】	151
△ 平成31年度横浜市職員共済組合事業計画及び予算【職員共済課】	152
[正誤]	153

---

## 条例

---

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例第20号

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「1.08」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、1.1）」を加え、同条第3項中「1.08」の次に「（軽減対象資産以外のものにあつては、1.1）」を加える。

第55条第2項第2号及び第3項中「の8パーセントに相当する」を「に0.08（軽減対象資産以外のものにあつては、0.1）を乗じて得た」に改める。

第56条第1項中「に定率」を「から消費税額及び地方消費税額を除いた額に定率を乗じ、更に1.1」に改める。

第59条第1項中「その8パーセントに相当する額を加えた額とする」を「1.08（軽減対象資産以外のものにあつては、1.1）を乗じて得た額をいう」に改める。

第68条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市中心卸売市場業務条例第68条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

規 則

---

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 業 務 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を  
定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 31 号

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 業 務 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施  
行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 業 務 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 31 年 4  
月 横 浜 市 条 例 第 20 号 ） は 、 平 成 31 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市中心卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第32号

横浜市中心卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市中心卸売市場業務条例施行規則（昭和47年3月横浜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第95条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

第33号様式注意1中「の108分の100に相当する額」を「（消費税額及び地方消費税額を含まない。）」に改める。

第37号様式注意1を次のように改める。

1 単位及び金額は、相対による取引に係る額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）を記入してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市中心卸売市場業務条例施行規則第95条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市中心卸売市場業務条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第33号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「61,800円」を「62,130円」に、「55,630円」を「55,930円」に、「76,170円」を「76,580円」に、「70,000円」を「70,370円」に、「130,150円」を「130,850円」に、「123,990円」を「124,650円」に、「212,460円」を「213,600円」に、「206,290円」を「207,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則別表第1の規定は、平成30年4月1日以後に行った子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育に要する費用の額の算定から適用する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 269 号


公 印 の 改 刻 及 び 廃 止

次 の と お り 公 印 を 改 刻 し 、 及 び 廃 止 す る 。


平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 改 刻

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 区 長 印 (西 区 住 民 基 本 台 帳 事 務 専 用)	平 成 31 年 4 月 15 日	 (縦 4 ミ リ メ ー ト ル 、 横 7 ミ リ メ ー ト ル)

2 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 区 長 印 (西 区 住 民 基 本 台 帳 事 務 専 用)	平 成 31 年 4 月 15 日	 (縦 4 ミ リ メ ー ト ル 、 横 7 ミ リ メ ー ト ル)



横 浜 市 告 示 第 270 号

郵 送 申 請 に お け る 戸 籍 関 係 証 明 書 の 交 付 手 数 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 郵 送 申 請 に お け る 戸 籍 関 係 証 明 書 の 交 付 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
日 本 コ ン ベ ン シ ョ ン サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 近 浪 弘 武	東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 1 丁 目 4 番 2 号	平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 平 成 32 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 271 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	保 育 園 フェアリーつばさ
設 置 者	株 式 会 社 オレンジプラネット
代 表 者	代 表 取 締 役 小 倉 康 司
経 営 責 任 者	齋 藤 友 香 理
規 模 （ 延 床 面 積 ）	384.34 m <sup>2</sup>
定 員	70 人
所 在 地	鶴 見 区 寺 谷 二 丁 目 1 番 20 号

横 浜 市 告 示 第 272 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	上 永 谷 西 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 山 王 平 成 会
代 表 者	理 事 長 長 谷 川 貴 勇
経 営 責 任 者	武 井 美 恵 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	488.04 m <sup>2</sup>
定 員	78 人
所 在 地	港 南 区 上 永 谷 六 丁 目 8 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 273 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ) 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	川 島 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 な つ め の 会
代 表 者	理 事 長 川 端 ゆ り 佳
施 設 長	川 端 ゆ り 佳
規 模 ( 延 床 面 積 )	312.13 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 870 番 地

横浜市告示第 274 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成 31 年 3 月 29 日
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	みんなともだち保育園 戸塚第 2
設置者	株式会社 L a L a L a n d
代表者	代表取締役 クレイカー 英美
経営責任者	沖 田 奈 朋 美
規模（延床面積）	469.37 m <sup>2</sup>
定員	79 人
所在地	戸塚区戸塚町 4,890 番地の 1

横浜市告示第 275 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

承認年月日	平成31年3月29日
廃止年月日	平成31年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	寺谷にこにこ保育園
所在地	鶴見区寺谷二丁目1番20号

横浜市告示第 276 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
平成31年1月1日	医療法人なのはな歯科	南区高根町1丁目3番地
平成31年1月15日	里見医院	港北区大倉山三丁目1番5号
平成31年1月20日	うえむら歯科医院	保土ヶ谷区上星川一丁目1番3号
平成31年2月1日	有限会社江ヶ崎薬局	鶴見区江ヶ崎町13番4号
同	げんきキッズクリニック	中区元町3丁目13番地の9
同	元町耳鼻咽喉科	中区元町3丁目13番地の9
同	上永谷薬局	港南区上永谷二丁目11番1号
同	アイル薬局	保土ヶ谷区西谷町889番地
同	保土ヶ谷ゾウサン薬局	保土ヶ谷区帷子町1丁目14番地
同	あさひ台クリニック	旭区中白根三丁目1番38号
同	あわや循環器内科	旭区二俣川2丁目50番地の14
同	金沢文庫エールクリニック	金沢区釜利谷東二丁目10番6号
同	新横浜在宅クリニック	港北区新横浜二丁目3番地の3
同	あざみ野駅前クリニック	青葉区あざみ野一丁目3番地の3
同	医療法人社団放栄会メディカルスキヤニングセンター南クリニック	都筑区茅ヶ崎中央7番19号
平成31年3月1日	カメイ調剤薬局三ツ池口店	鶴見区北寺尾四丁目1番3号
同	クリエイト薬局磯子滝頭店	磯子区滝頭二丁目31番18号
同	大倉山脳神経外科クリニ	港北区大倉山三丁

	ック	目 41 番 22 号
同	アイセイ薬局大倉山商店街店	港北区大倉山三丁目 41 番 22 号
同	有限会社すずらん薬局東山田店	都筑区東山田町 24 9 番地の 1
同	ドラッグセイムス横浜笠間薬局	栄区笠間三丁目 15 番 25 号
同	コアラ歯科医院	栄区小菅ケ谷一丁目 1 番 1 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成 31 年 2 月 1 日	合同会社 Liberty Bear	港南区日野四丁目 65 番 3 号	訪問看護ステーション Liberty	港南区日野四丁目 65 番 3 号
同	有限会社在宅ナーズの会	金沢区柳町 15 番地の 6	ふくふく釜利谷訪問看護ステーション	金沢区釜利谷南二丁目 4 番 22 号
同	オプティメッドあいず株式会社	東京都中央区京橋 3 丁目 10 番 1 号	あいず訪問看護ステーション	瀬谷区三ツ境 19 番地の 14



横 浜 市 告 示 第 277 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
平成31年 3月1日	伊 東 正 哉	鴨居ひなた接骨院	都 筑 区 池 辺 町 4,44 6 番 地
平成31年 4月1日	平 上 英 昭	在宅・訪問マッ サー治療院オ ネスト横浜六ッ 川店	南 区 六 ッ 川 二 丁 目 6 番 地 の 20
同	笈 川 崇	同	同
同	小 坂 晃	訪問鍼灸マッ サー K E i R O W 磯 子 中 央 ス テ ー シ ョ ン	磯 子 区 下 町 2 番 40 号
同	戸 水 大 輔	横浜すずらん鍼 灸マッサー治 療院	緑 区 長 津 田 三 丁 目 32 番 6 号
同	鈴 木 朗	こころ横浜中央 鍼灸治療院	泉 区 緑 園 七 丁 目 6 番 地 の 5
同	鈴 木 緑	からだ元気治療 院多摩店	東 京 都 多 摩 市 鶴 牧 2 丁 目 21 番 地 の 5
同	円 城 寺 明 音	鍼灸院おんたけ	東 京 都 大 田 区 北 嶺 町 34 番 1 号
同	伊 藤 彩 香	同	同
同	渡 邊 舞	同	同

横浜市告示第 278 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成28年 1月1日	(新) 社会福祉法人恩賜財団 済生会支部神奈川県済生 会横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目6番 1号
	(旧) 恩賜財団済生会横浜市 東部病院	
平成29年 9月25日	(新) あざみ野総合歯科医院	青葉区あざみ野二丁目9 番地の13
	(旧) あざみ野今宮歯科医院	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成30年 10月1日	あさひ介護 センター株 式会社	(新) 青葉区美 しが丘五丁 目14番地の 10	訪問看護あさ ひたまプラ ザ	(新) 青葉区美し が丘五丁目14 番地の10
		(旧) 青葉区荏 田北二丁目 5番地の37		(旧) 青葉区美し が丘二丁目18 番地の4
平成30年 12月1日	株式会社ゆ うけい	(新) 戸塚区深 谷町851番 地の3	愛訪問看護戸 塚ステーショ ン	(新) 戸塚区深谷 町851番地の 3
		(旧) 泉区下和 泉一丁目11 番7号		(旧) 泉区下和泉 一丁目11番7 号
平成31年 2月1日	株式会社は まりハ	(新) 青葉区藤 が丘二丁目 1番地の7	(新) はまりハ訪 問看護リハビ リステーション 緑	緑区十日市場 町866番地の 5
		(旧) 旭区若葉 台二丁目10 番	(旧) はまりハ訪 問看護リハビ リステーション	
平成31年 2月25日	タイト・エ ンタープラ	金沢区六浦 一丁目17番	あうる訪問看 護リハビリス	(新) 金沢区六浦 一丁目21番13

	イズ株式会社	21号	テーション	号
				(旧)金沢区六浦 一丁目17番21 号

横浜市告示第 279 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
平成30年 10月29日	塚本和志	(新)在宅マッサージ ジラーフ	(新)旭区本村町95 番地の11
		(旧)在宅マッサージ ジラーフ分院	(旧)旭区中沢一丁 目19番13号
平成31年 2月1日	(新)渡辺都	開設なし	港南区港南台二 丁目2番4号
	(旧)谷廣都		
平成31年 2月15日	清水真子	(新)てごころ鍼灸 マッサージ治療 院中田駅前	(新)泉区中田東三 丁目1番5号
		(旧)てごころ鍼灸 マッサージ治療 院新羽	(旧)港北区新羽町 1,811番地
平成31年 3月1日	(新)ドグラ彩乃	はり・きゅう・ マッサージみど りの風	都筑区川和町1, 471番地
	(旧)河東彩乃		

横浜市告示第280号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成30年7月21日	瀬谷四丁目眼科クリニック	瀬谷区瀬谷四丁目11番地の26
平成30年12月28日	小笠原歯科医院	栄区小菅ケ谷一丁目1番1号
平成30年12月31日	医療法人社団千翠会第二ちぐさ眼科医院	鶴見区鶴見中央四丁目16番3号
同	なのはな歯科	南区高根町1丁目3番地
平成31年1月14日	里見医院	港北区大倉山三丁目1番5号
平成31年1月19日	植村歯科医院	保土ヶ谷区上星川一丁目1番3号
平成31年1月20日	サンフラワー新港北病院	港北区篠原東二丁目15番35号
平成31年1月31日	有限会社江ヶ崎薬局	鶴見区江ヶ崎町20番23号
同	有限会社上永谷薬局	港南区上永谷二丁目11番1号
同	アイル薬局	保土ヶ谷区西谷町889番地
同	保土ヶ谷ゾウサン薬局	保土ヶ谷区帷子町1丁目14番地
同	あさひ台クリニック	旭区中白根三丁目1番38号
同	あわや内科・循環器内科	旭区本村町101番地
同	金沢文庫エールクリニック	金沢区釜利谷東二丁目10番6号
同	医療法人社団鴻鵠会新横浜在宅クリニック	港北区新横浜二丁目3番地の3
同	あざみ野駅前クリニック	青葉区あざみ野一丁目3番地の3
同	医療法人社団じあい会メディカルスキャ	都筑区茅ヶ崎中央7番19号

	ニングセンター南ク リニック	
同	希望薬局	都筑区茅ヶ崎東四丁目7番31号
平成31年2月15日	たちばな薬局大倉山店	港北区大倉山一丁目17番13号
同	医療法人社団三友会 戸塚中央病院	戸塚区上矢部町1,679番地
平成31年3月28日	ローソクオール薬局 港北綱島西二丁目店	港北区綱島西二丁目5番1号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成31年1月31日	株式会社あ いず	長崎県佐世 保市山県町 6番3号	あいず訪問看護 リハビリステ ーション	瀬谷区三ツ境 19番地の14

横浜市告示第 281 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	氏名	名称	所在地
平成31年1月31日	内田 美菜	さくら整骨院	東京都板橋区弥生町33番4号
平成31年2月25日	賈 長 林	かみのや整骨院	南区山王町4丁目28番地の1

横浜市告示第 282 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
平成31年3月14日	綱島皮フ科クリニック	港北区綱島西二丁目7番2号
平成31年3月30日	医療法人社団つくし会反町駅前内科皮膚科	神奈川区反町3丁目18番地の2
平成31年3月31日	北川歯科医院	中区本牧元町1番4号
同	やまざき歯科クリニック	泉区和泉中央南一丁目10番37号



横浜市告示第 283 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月1日	医療法人はまかぜ	保土ヶ谷区 仏向町154 番地の2	清水医院在 宅・緩和ケ アクリニック	保土ヶ谷区 仏向町154 番地の2

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年2月1日	有限会社タカ・コーポレーション	岩手県岩手郡 雫石町南畑 31番地の92	みどり薬局 星川店	保土ヶ谷区 星川一丁目 7番27号
平成31年3月1日	有限会社下田調剤センター	静岡県下田 市西本郷1 丁目13番13 号	みらい薬局 横浜店	神奈川区鶴 屋町3丁目 35番地の9
同	湯田 宏	神奈川区西 神奈川二丁 目9番地の5	H・Yデン タルクリニ ック	神奈川区白 幡上町6番 6号
同	医療法人はまかぜ	保土ヶ谷区 仏向町154 番地の2	清水医院在 宅・緩和ケ アクリニック	保土ヶ谷区 仏向町154 番地の2

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年3月1日	医療法人はまかぜ	保土ヶ谷区 仏向町154 番地の2	清水医院在 宅・緩和ケ アクリニック	保土ヶ谷区 仏向町154 番地の2

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年2月1日	有限会社タカ・コーポレーション	岩手県岩手郡雫石町南畑31番地の92	みどり薬局星川店	保土ヶ谷区星川一丁目7番27号
平成31年3月1日	有限会社下田調剤センター	静岡県下田市西本郷1丁目13番13号	みらい薬局横浜店	神奈川県鶴屋町3丁目35番地の9
同	湯田 宏	神奈川県西神奈川二丁目9番地の5	H・Yデンタルクリニック	神奈川県白幡上町6番6号
同	医療法人はまかぜ	保土ヶ谷区仏向町154番地の2	清水医院在宅・緩和ケアクリニック	保土ヶ谷区仏向町154番地の2

横浜市告示第 284 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年5月1日	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目3番5号	タツミ訪問看護ステーション鶴ヶ峰	(新)旭区鶴ヶ峰一丁目30番地の11
				(旧)旭区鶴ヶ峰二丁目13番地の3
平成30年12月1日	株式会社ゆうけい	(新)戸塚区深谷町851番地の3	愛訪問看護戸塚ステーション	(新)戸塚区深谷町851番地の3
		(旧)泉区下和泉一丁目11番7号		(旧)泉区下和泉一丁目11番7号
平成31年2月1日	株式会社はまりハ	(新)青葉区藤が丘二丁目1番地の7	(新)はまりハ訪問看護リハビリステーション緑	緑区十日市場町866番地の5
		(旧)旭区若葉台二丁目10番	(旧)はまりハ訪問看護リハビリステーション	

2 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年2月1日	株式会社H&H	(新)都筑区池辺町3,369番地	(新)リハテラ一横浜都筑	(新)都筑区池辺町3,369番地
		(旧)都筑区富士見が丘1番40号	(旧)リハビリセンター都筑	(旧)都筑区富士見が丘1番40号

3 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成28年10月3日	株式会社カスタムメデイカル研究所	(新)泉区緑園五丁目29番地の5	小規模多機能型居宅介護事業所きずな	南区花之木町1丁目15番地の5
		(旧)戸塚区名瀬		

		町 36 番 地 の 4		
同	同	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	K フ ァ ミ リ ー 日 野	港 南 区 日 野 九 丁 目 44 番 16 号
		(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		

4 居 宅 介 護 事 業 者 ( 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 )

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 28 年 10 月 3 日	株 式 会 社 カ ス タ ム メ デ イ カ ル 研 究 所	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	ス カ イ ホ ー ム 横 浜	西 区 岡 野 二 丁 目 8 番 3 号
同	同	(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		
同	同	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	グ ル ー プ ホ ー ム サ ン ガ ー デ ン	港 南 区 日 野 九 丁 目 44 番 16 号
同	同	(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		
同	同	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	グ ル ー プ ホ ー ム 野 の 花	戸 塚 区 上 矢 部 町 2,115 番 地 の 6
同	同	(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		
同	同	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	ス カ イ ホ ー ム 湘 南	戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4
同	同	(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		
同	同	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	グ ル ー プ ホ ー ム ア カ シ ヤ の 家	泉 区 岡 津 町 2, 901 番 地 の 1
同	同	(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		
同	同	(新) 泉 区 緑 園 五 丁 目 29 番 地 の 5	グ ル ー プ ホ ー ム い ち ご 苑	泉 区 上 飯 田 町 3,988 番 地 の 6
同	同	(旧) 戸 塚 区 名 瀬 町 36 番 地 の 4		

5 居 宅 介 護 支 援 事 業 者

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 所 在 地
平 成 31 年 2 月 1 日	有 限 会 社 江 ケ 崎 薬 局	鶴 見 区 江 ケ 崎 町 20 番 23 号	有 限 会 社 江 ケ 崎 薬 局	(新) 鶴 見 区 江 ケ 崎 町 13 番 2 号
				(旧) 鶴 見 区 江 ケ 崎 町 20 番 23 号

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年5月1日	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目3番5号	タツミ訪問看護ステーション鶴ヶ峰	(新)旭区鶴ヶ峰一丁目30番地の11
				(旧)旭区鶴ヶ峰二丁目13番地の3
平成30年12月1日	株式会社ゆうけい	(新)戸塚区深谷町851番地の3	愛訪問看護戸塚ステーション	(新)戸塚区深谷町851番地の3
		(旧)泉区下和泉一丁目11番7号		(旧)泉区下和泉一丁目11番7号
平成31年2月1日	株式会社はまりハ	(新)青葉区藤が丘二丁目1番地の7	(新)はまりハ訪問看護リハビリステーション緑	緑区十日市場町866番地の5
		(旧)旭区若葉台二丁目10番	(旧)はまりハ訪問看護リハビリステーション	

7 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成28年10月3日	株式会社カスタムメディカル研究所	(新)泉区緑園五丁目29番地の5	グループホームサンガーデ	港南区日野九丁目44番16号
		(旧)戸塚区名瀬町36番地の4		
同	同	(新)泉区緑園五丁目29番地の5	グループホームいちご苑	泉区上飯田町3,988番地の6
		(旧)戸塚区名瀬町36番地の4		

8 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
平成31年2月1日	株式会社H&H	(新)都筑区池辺町3,369番地	(新)リハテラ一横浜都筑	(新)都筑区池辺町3,369番地
		(旧)都筑区富士見が丘1番40号	(旧)リハビリセンター都筑	(旧)都筑区富士見が丘1番40号

横浜市告示第 285 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年2月28日	有限会社エプロンサービス	神奈川県片倉五丁目17番10号	有限会社エプロンサービス	神奈川県片倉五丁目17番10号
同	株式会社ウイズネット	さいたま市大宮区三橋2丁目795番地	ウイズネットホームヘルプサービス新横浜	港北区北新横浜二丁目3番地の1
同	株式会社ヒーリングの森	戸塚区上矢部町156番地	訪問介護事業所ヒーリングの森	戸塚区上矢部町156番地

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年11月30日	株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町1丁目38番地の1	サンドラッグ 荳子田薬局	青葉区荳子田三丁目24番地

3 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成29年3月31日	医療法人社団敬和会	中区千歳町1番地の2	医療法人社団敬和会平松サービスセンター	中区千歳町1番地の2

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成31年2月28日	A L S O K あんしんケアサポート株式会社	東京都大田区山王1丁目3番5号	かたくり中田	泉区中田南二丁目15番19号

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地

平成30年 11月30日	株式会社サ ンドラッグ	東京都府中市 若松町1丁目 38番地の1	サンドラッグ 荳子田薬局	青葉区荳子田 三丁目24番地
-----------------	----------------	----------------------------	-----------------	-------------------

横浜市告示第 286 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年4月1日	三ツ境駅前心療内科	瀬谷区三ツ境5番地の35	病院又は診療所
同	のげ内科・脳神経内科クリニック	中区花咲町2丁目66番地	同
同	樹診療所 かまりや	金沢区釜利谷西一丁目2番25号	同
同	大倉山脳神経外科クリニック	港北区大倉山三丁目41番22号	同
同	フラワー薬局	保土ヶ谷区西谷町747番地の2	薬局
同	よつば薬局	保土ヶ谷区星川一丁目15番25号	同
同	カメラア薬局	青葉区市ヶ尾町23番地の7	同
同	サカイヤ薬局 上永谷ベルセブン店	港南区丸山台一丁目13番5号	同
同	まごころ薬局戸塚店	戸塚区戸塚町4,710番地	同
同	ハックドラッグ鶴見下野谷薬局	鶴見区下野谷町3丁目88番地の1	同
同	ドラッグセイムス横浜笠間薬局	栄区笠間三丁目15番25号	同
同	薬樹薬局 矢向6丁目	鶴見区矢向六丁目14番16号	同
同	クリエイト薬局 旭川島町店	旭区川島町 2,884番地の1	同
同	くらかた訪問看護リハビリステーション	保土ヶ谷区帷子町2丁目51番地	訪問看護
同	はまりハ訪問看護リハビリステーション青葉	青葉区藤が丘二丁目1番地の7	同



横浜市告示第 287 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年2月1日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会若草病院	金沢区平潟町12番1号	病院又は診療所
平成30年9月1日	株式会社田中薬局	中区伊勢佐木町6丁目147番地	薬局
同	有限会社タチバナ薬局	瀬谷区三ツ境20番地の18	同
平成30年10月1日	鶴ヶ峰薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目21番地	同
同	山下町薬局	中区山下町112番地の3	同

横 浜 市 告 示 第 288 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 28 年 1 月 1 日	(新) 社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 会 若 草 病 院	金 沢 区 平 潟 町 12 番 1 号	病 院 又 は 診 療 所
	(旧) 社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 若 草 病 院		

横浜市告示第 289 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成31年1月1日	介護の王国へルパーS T 下末吉	鶴見区下末吉六丁目8番19号	居宅介護、重度訪問介護
同	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	鶴見区豊岡町28番4号	自立生活援助
同	横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	神奈川区反町1丁目8番地の4	自立生活援助
同	LEAF II	中区南仲通3丁目37番地	就労継続支援A型
同	訪問介護事業所 猫のしっぽ	中区本町3丁目24番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	横浜市磯子区精神障害者生活支援センター	磯子区森四丁目1番17号	自立生活援助
同	いろどり介護	磯子区森五丁目2番20号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	横浜市港北区精神障害者生活支援センター	港北区鳥山町1,735番地	自立生活援助
同	横浜市総合保健医療センター	港北区鳥山町1,735番地	就労定着支援
同	ショコラボ	都筑区茅ヶ崎中央30番17号	就労定着支援
平成31年2月1日	ライフエスト	中区日ノ出町2丁目134番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	横浜市中区生活支援センター	中区新山下三丁目1番29号	自立生活援助

同	生活サポート のぶらむ	金沢区釜利谷東二 丁目19番37号	居宅介護
同	横浜市港南区 生活支援セン ター	港南区港南四丁目 2番7号	自立生活援助
同	すいへいせん 訪問介護	緑区十日市場町86 6番地の5	居宅介護、重度 訪問介護
同	横浜市緑区生 活支援センタ ー	緑区中山三丁目16 番1号	自立生活援助
同	トラちゃん介 護タクシー合 同会社	緑区青砥町 1,069 番地	居宅介護、重度 訪問介護
同	ヘルパーステ ーションから し菜	瀬谷区中屋敷一丁 目13番地の6	居宅介護、同行 援護
同	泉区生活支援 センター芽生 え	泉区上飯田町 1,33 1番地	自立生活援助
同	和輪工房	泉区和泉中央南五 丁目2番22号	生活介護、就労 継続支援B型
同	エンラボカン レッジセン ター南	都筑区茅ヶ崎中央 23番11号	自立訓練（生活 訓練通所型）
平成31年 3月1日	訪問介護 糸	鶴見区下末吉一丁 目11番19号	居宅介護、重度 訪問介護
同	合同会社M A R I N C A R E	鶴見区梶山一丁目 21番15号	居宅介護、重度 訪問介護
同	エプロンサー ビス若武者 神奈川事業所	神奈川区片倉五丁 目17番10号	居宅介護、重度 訪問介護
同	就労定着支援 事業所イ ールド	中区花咲町1丁目 17番地	就労定着支援
同	南区地域生活 支援センター	南区新川町1丁目 1番地	自立生活援助
同	横浜市保土ヶ 谷区精神障害 者生活支援セ ンター	保土ヶ谷区川辺町 5番地の11	自立生活援助
同	あった介護	金沢区六浦南二丁 目7番39号	自立生活援助
同	金沢地域活動 ホームりんご の森	金沢区能見台東2 番4号	自立生活援助
同	就労定着支援 事業所ウエル	港北区新横浜二丁 目5番地の19	就労定着支援

	ビー新横浜駅前センター		
同	ジョブリコ	緑区台村町 348 番地の 1	就労継続支援 B 型
同	横浜市多機能型拠点こまち	瀬谷区二ツ橋町 48 9 番地の 15	居宅介護、重度訪問介護
同	一天	泉区上飯田町 2,524 番地の 2	就労継続支援 B 型
同	都筑区生活支援センターこころ野	都筑区茅ヶ崎東四丁目 13 番 40 号	自立生活援助
同	みんなの家 さあくる	旭区西川島町 28 番地の 2	共同生活援助
同	あいあいホーム緑園	泉区岡津町 2,531 番地の 34	共同生活援助

横浜市告示第290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成31年 1月1日	横浜市総合保健医療センター	港北区鳥山町 1,735番地	地域移行支援、 地域定着支援
平成31年 3月1日	都筑区生活支援センターこころ野	都筑区茅ヶ崎東四丁目13番40号	地域移行支援、 地域定着支援

横浜市告示第 291 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地
平成31年1月1日	計画相談支援 Char M	神奈川区片倉一丁目13番12号
同	ぴいすサポート	南区大橋町2丁目37番地
同	横浜市総合保健医療センター	港北区鳥山町 1,735 番地
同	相談支援リーフ せや	瀬谷区阿久和東四丁目21番地の7
同	相談支援室 くり～むそ～だ 零	栄区笠間四丁目11番6号
同	相談支援 泉のほとり	栄区飯島町 1,516 番地の5
平成31年2月1日	居宅介護支援センター 白朋苑	南区大岡五丁目14番21号
同	相談支援事業所 かけはし	保土ヶ谷区星川一丁目5番25号
同	生活サポートの ぷらむ	金沢区釜利谷東二丁目19番37号
同	ソーシャルパートナー アロマ	瀬谷区下瀬谷一丁目26番地の23
同	泉区生活支援センター 芽生え	泉区上飯田町 1,331 番地
同	介護老人保健施設 都筑シニアセンター 相談支援事業所	都筑区東山田町 1,357 番地
平成31年3月1日	ぐりーんろーど 相談室	神奈川区三ツ沢下町10番14号
同	レスパイト・ケアサービス 萌	西区久保町4番12号
同	磯子区医師会相談支援ステーション	磯子区磯子一丁目3番13号
同	つむぎの相談室	瀬谷区橋戸一丁目36番地の4
同	A i n a 横浜	栄区笠間二丁目6番42号

横浜市告示第 292 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成30年9月1日	ぴーす横浜	金沢区六浦一丁目1番10号	同行援護
平成30年9月30日	あしすと	保土ヶ谷区今井町691番地	同行援護
平成30年11月30日	金沢若草園	金沢区平潟12番2号	就労移行支援
平成30年12月3日	N P O 総ぐるみ福祉の会	港南区日限山四丁目39番19号	同行援護
平成30年12月31日	訪問介護事業所 猫のしっぽ	中区本町3丁目24番地の1	居宅介護、重度訪問介護
平成31年1月1日	有限会社介護ステーションともしび	南区弘明寺町149番地	居宅介護、重度訪問介護
平成31年1月28日	福祉クラブ生協「ここあ」	青葉区桜台1番地の89	居宅介護、重度訪問介護
平成31年1月31日	すいへいせん訪問介護	緑区十日市場町866番地の5	居宅介護、重度訪問介護
同	C u c u l u (くくる)	瀬谷区瀬谷四丁目11番地の16	共同生活援助
平成31年2月1日	わたぼうし	泉区和泉中央北五丁目21番15号	居宅介護、重度訪問介護
平成31年2月28日	介護の王国へルパーST下末吉	鶴見区下末吉六丁目8番19号	居宅介護、重度訪問介護
同	有限会社エプロンサービス	神奈川区片倉五丁目17番10号	居宅介護、重度訪問介護
同	ウイズネットホームヘルプサービス新横浜	港北区北新横浜二丁目3番地の1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	居宅介護ヒールリングの森	戸塚区上矢部町156番地	居宅介護、重度訪問介護
平成31年3月31日	つるみ地域活動ホーム幹	鶴見区北寺尾四丁目21番20号	短期入所
同	セントケア神	神奈川区大口通128	重度訪問介護



	奈川	番地の7	
同	スマイルプラ ス横浜関内セ ンター	中区尾上町3丁目35 番地	就労移行支援
同	セントケア横 浜	南区永田東一丁目1 番7号	重度訪問介護
同	NPOさくら	保土ヶ谷区川辺町6 番地	居宅介護、重度 訪問介護、同行 援護
同	セントケア保 土ヶ谷	保土ヶ谷区上星川二 丁目49番25号	重度訪問介護
同	ぽこ・あ・ぽ こ	磯子区新杉田町8番 地の7	自立訓練（生活 訓練）
同	セントケア磯 子	磯子区中原二丁目1 番17号	重度訪問介護
同	みなとみらい 福祉サービス	西区桜木町4丁目20 番地の1	居宅介護
同	訪問介護事業 所みなみ杉 田	磯子区杉田三丁目17 番14号	居宅介護、重度 訪問介護
同	訪問介護かえ で金沢サー ビスセンター	金沢区瀬戸三丁目54 番	居宅介護、重度 訪問介護
同	セントケア富 岡	金沢区富岡西二丁目 2番1号	重度訪問介護
同	訪問介護かえ で港北サー ビスセンター	港北区大豆戸町34番 地	居宅介護、重度 訪問介護
同	セントケア港 北	港北区北新横浜一丁 目2番地の5	重度訪問介護
同	訪問介護たす かる港北事 務所	港北区小机町784番 地	居宅介護、重度 訪問介護
同	訪問介護かえ で戸塚サー ビスセンター	戸塚区戸塚町142番 地	居宅介護、重度 訪問介護
同	セントケア港 南	港南区野庭町610番 地	重度訪問介護
同	社会就労セン ターしらね	旭区白根七丁目10番 6号	就労継続支援B 型
同	地域活動ホー ム連	旭区柏町59番地の2	短期入所
同	麦の丘	旭区白根六丁目69番 14号	就労継続支援B 型
同	訪問介護かえ で田奈サー ビスセンター	青葉区田奈町43番地 の3	居宅介護、重度 訪問介護、同行 援護
同	障害者就労支	緑区北八朔町2,008	就労移行支援

	援事業所アル カヌエバ北 八朔事業所	番地の4	
同	訪問介護かえ で旭サービ スセンター	旭区二俣川1丁目45 番地の60	居宅介護、重度 訪問介護
同	わーくさぼー と恵の杜	瀬谷区阿久和南三丁 目29番地の1	就労継続支援A 型
同	セントケア横 浜栄	栄区公田町 1,638 番 地の54	重度訪問介護
同	セントケア横 浜泉	泉区和泉中央南四丁 目1番1号	重度訪問介護
同	ワーク中川	都筑区中川二丁目8 番26号	就労継続支援B 型
同	第2かたるべ 社	都筑区池辺町 5,482 番地の3	就労移行支援
同	しゅしゅ・あ ゆみが丘店	都筑区あゆみが丘18 番4号	就労継続支援B 型
同	ジャスミン	都筑区中川中央一丁 目7番2号	就労移行支援

横浜市告示第 293 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成25年 3月31日	横浜市総合保健医療センター	港北区鳥山町 1,735番地	地域移行支援、地域定着支援
平成31年 3月31日	居宅サポート・リバーサイド泉	泉区和泉中央北六丁目3番13号	地域移行支援、地域定着支援
同	よこはまりバーサイド泉Ⅱ 光梨	泉区下飯田町 1,374番地の2	地域移行支援

横浜市告示第 294 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地
平成31年3月31日	もみじのてプランセンター	鶴見区駒岡二丁目1番12号
同	居宅サポート・リバーサイド泉	泉区和泉中央北六丁目3番13号
同	よこはまりバーサイド泉Ⅱ 光梨	泉区下飯田町 1,374 番地の2

横浜市告示第 295 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定を次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

辞退年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成31年 3月31日	横浜市総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設	港北区鳥山町 1,770 番地	自立訓練（生活訓練）

横浜市告示第 296 号

老人福祉施設の事業変更認可

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第16条第3項の規定に基づき、次のとおり老人福祉施設の入所定員の変更を認可した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

認可年月日	施設種別	施設名称	施設長	変更事項 (定員)	
				新	旧
平成31年 4月1日	特別養護 老人ホーム	横浜市天神 ホーム	小林 卓	人 74	人 72
平成31年 4月1日	特別養護 老人ホーム	特別養護老 人ホーム すずかけの 郷	松本 清一	人 112	人 104
平成31年 4月1日	特別養護 老人ホーム	社会福祉法 人大富福祉 会特別養 護老人ホ ムパラダイ ム港南	目黒 卓也	人 56	人 50
平成31年 4月1日	特別養護 老人ホーム	シャローム 横浜	村本 英邦	人 110	人 104
平成31年 4月1日	特別養護 老人ホーム	特別養護老 人ホーム ラポール三 ツ沢	小川 泰子	人 90	人 80

横 浜 市 告 示 第 297 号

横 浜 ス タ ジ ア ム 使 用 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 横 浜 ス タ ジ ア ム 使 用 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 横 浜 ス タ ジ ア ム 代 表 取 締 役 社 長 岡 村 信 悟	中 区 横 浜 公 園	平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 平 成 32 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 298 号

「横浜市文化財地図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市文化財地図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町 4 丁目 34 番地の 14	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 299 号

「称名寺庭園」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「称名寺庭園」売払代金の収納事務を次のとおり委託した

。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町 4 丁目 34 番地の 14	平成 31 年 4 月 1 日 から平成 32 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 300 号

「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。  
 平成31年4月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 301 号

「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金収  
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金の収  
納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁目 34番地の14	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 302 号

「旧ベリック邸（ベーリックホール）解体復原工事調査  
報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「旧ベリック邸（ベーリックホール）解体復原工事調査報  
告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 303 号

「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事  
報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報  
告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁目 34番地の14	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横浜市告示第 304 号

「横浜の古道」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の古道」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横浜市告示第 305 号

「わたしたちの横浜」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「わたしたちの横浜」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町 4 丁目 34 番地の 14	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 306 号

「横浜の歴史」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで



横 浜 市 告 示 第 307 号

「 Yokohama Express 」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 「 Yokohama Express 」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し  
 た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
東 神 産 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 岡 本 央	神 奈 川 区 松 本 町 4 丁 目 34 番 地 の 14	平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 平 成 32 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 308 号

「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金収納事務の  
委 託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金の収納事務を  
次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横浜市告示第 309 号

「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の本と文化」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川区松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中 榮子	戸塚区戸塚町 2,804番地の2	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横浜市告示第 310 号

「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の本と文化別冊」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川区松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中 榮子	戸塚区戸塚町 2,804番地の2	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横浜市告示第 311 号

「本牧波瀾の 100 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「本牧波瀾の 100 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川区松本町 4 丁目 34 番地の 14	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中 榮子	戸塚区戸塚町 2,804 番地の 2	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 312 号

「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「Yokohama's Memory」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川区松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中 榮子	戸塚区戸塚町 2,804番地の2	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

横浜市告示第 313 号

「郷土よこはま復刻合集版」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
 により、「郷土よこはま復刻合集版」売払代金の収納事務を次のと  
 おり委託した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁 目34番地の14	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

横浜市告示第 314 号

「郷土よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「郷土よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町 4 丁目 34 番地の 14	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 315 号

平成 31 年度 包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成 31 年 4 月 15 日

横浜市長 林 文子

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成 31 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費の額の合計額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 種 村 隆  
住所 東京都品川区西大井 2 丁目 24 番 2 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払

公 告

横 浜 市 公 告 第 237 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 3 月 25 日	N P O 法 人 シ ロ ク マ	落 合 修 司	港 北 区 錦 が 丘 15 番 11 号	こ の 法 人 は 、 生 き づ ら さ を 抱 え る 子 ど も た ち に 対 し て 、 主 に 食 と 健 康 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 子 ど も の 健 全 育 成 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横 浜 市 公 告 第 238 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 3 月 26 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ジ ャ パ ン ミ ュ ー ジ ッ ク サ ポ ー ト 協 議 会	山 崎 裕 治	変 更 前	こ の 法 人 は 、 広 く 一 般 市 民 を 対 象 と し て 、 商 業 主 義 に 囚 わ れ な い 、 優 れ た 音 楽 に 関 す る 教 育 事 業 、 イ ベ ン ト 事 業 、 C D ・ 雑 誌 ・ ホ ー ム ペ ー ジ を 通 じ た 普 及 啓 発 事 業 、 海 外 交 流 を 促 進 す る 事 業 を 行 い 、 生 活 環 境 と 優 れ た 音 楽 が 調 和 す る 社 会 の 実 現 に 寄 与 す る こ と 、 及 び ミ ュ ー ジ シ ャ ン を 支 援 す る こ と を 目 的 と す る 。
			変 更 後	
			栄 区 東 上 郷 町 20 番 20 号	

横浜市公告第 239 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

c a m i o

港南区上大岡西一丁目15番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社上大岡都市開発

代表取締役 安室 伸一

港南区上大岡西一丁目15番1号

ほか40者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社京急ストア 代表取締役 今井 守 東京都港区高輪3丁目26番26号 ほか38者	株式会社京急ストア 代表取締役 佐藤 憲治 東京都港区高輪3丁目26番26号 ほか40者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ミネ医薬品株式会社 代表取締役 中村 好正 東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目76番1号 ほか10者	ミネ医薬品株式会社 代表取締役 鉢 嶺 文 敏 東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目76番1号 ほか8者

(4) 変更の年月日

平成29年6月29日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

平成31年3月25日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 240 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 30 年 11 月 12 日	00443	株 式 会 社 ダ イ シ ョ ー	(新) 今 城 竜 明	旭 区 三 反 田 町
			(旧) 今 城 宰	83 番 地 の 1

横浜市公告第241号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用  
する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の  
事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項  
の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・2・1号横浜藤沢線（上永谷地区）
- 3 事業施行期間  
平成元年12月15日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
港南区上永谷町字西洗及び字又口、野庭町字打越及び字政所  
並びに丸山台四丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区港町2丁目6番地  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第242号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用  
する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の  
事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項  
の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・2・1号横浜藤沢線（上永谷舞岡地区）  
3・2・15号上永谷舞岡線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間  
平成9年1月28日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
港南区上永谷町字西洗地内  
栄区小菅ケ谷四丁目及び本郷台五丁目地内  
戸塚区舞岡町字大原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区港町2丁目6番地  
横浜市道路局建設部建設課



横浜市公告第243号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・24号宮内新横浜線（新吉田高田地区）
- 3 事業施行期間  
平成13年3月19日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
港北区新吉田東三丁目、高田西一丁目及び高田東四丁目地内
  - (2) 使用の部分  
港北区新吉田東三丁目、高田西一丁目及び高田東四丁目地内
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区港町2丁目6番地  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第244号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用  
する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の  
事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項  
の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・4・10号権太坂和泉線（和泉地区）  
3・4・3号環状4号線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間  
平成13年4月13日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
泉区和泉町字金子山、字主水分、字出頭、字並木谷戸、字丸山及び字横根、新橋町字亀ヶ谷及び字丸山並びに弥生台地内
  - (2) 使用の部分  
泉区和泉町字並木谷戸及び字金子山地内
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区港町2丁目6番地  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第245号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用  
する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の  
事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項  
の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・40号中田さちが丘線（岡津地区）
- 3 事業施行期間  
昭和63年4月28日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
戸塚区名瀬町字平蔵谷地内  
泉区岡津町字稻荷谷、字鷹匠町、字本耕地及び字宮ノ谷地内
  - (2) 使用の部分  
泉区岡津町字鷹匠町地内
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区港町2丁目6番地  
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第246号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
7・5・1501号小菅ヶ谷北公園
- 3 事業施行期間  
平成15年5月27日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
栄区小菅ヶ谷四丁目及び小山台一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区真砂町2丁目22番地  
横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第247号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
5・5・1301号新治里山公園
- 3 事業施行期間  
平成17年3月15日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
緑区新治町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課  
中区真砂町2丁目22番地  
横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第248号

横浜国際港都建設下水道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設下水道事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設下水道事業

横浜公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年3月23日から平成38年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

鶴見区市場下町、上末吉二丁目、上末吉四丁目、駒岡五丁目、下末吉二丁目、末広町、佃野町、鶴見中央二丁目、向井町、元宮二丁目及び矢向一丁目地内

神奈川区青木町、新浦島町、千若町、東神奈川二丁目及び星野町地内

西区北幸二丁目、楠町、桜木町、戸部本町及び西平沼町地内

中区本牧十二天及び山下町地内

南区山王町、花之木町、万世町、睦町及び吉野町地内

港南区下永谷四丁目地内

保土ヶ谷区岩間町及び天王町地内

旭区鶴ヶ峰本町一丁目地内

磯子区磯子一丁目、磯子二丁目、新磯子町、田中一丁目及び中原一丁目地内

金沢区海の公園、金沢町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、並木一丁目、六浦一丁目、六浦四丁目及び谷津町地内

港北区大倉山六丁目、大倉山七丁目、北新横浜一丁目、高田西一丁目、樽町三丁目、綱島東一丁目、鳥山町、新羽町及び日吉六丁目地内

緑区十日市場町、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台五丁目、西八朔町、東本郷町及び東本郷六丁目地内

青葉区市ヶ尾町及びしらとり台地内

都筑区川向町、佐江戸町及び中川三丁目地内

戸塚区上矢部町、戸塚町、東俣野町及び俣野町地内  
栄区笠間三丁目、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目及び長沼  
町地内

瀬谷区相沢五丁目、下瀬谷三丁目及び中屋敷三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

中区相生町3丁目56番地の1

横浜市建築局企画部都市計画課

中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課

横 浜 市 公 告 第 249 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 措 置 命 令

次 の 建 築 物 は 、 建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 違 反 し て い る の で 、 同 法 第 9 条 第 10 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 措 置 を と る こ と を 命 じ た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 措 置 の 内 容  
工 事 停 止
- 2 建 築 物 の 所 在 地  
青 葉 区 鉄 町 1,891 番 の 1
- 3 建 築 物 の 構 造 等  
構 造 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造  
階 数 地 上 1 階  
棟 数 2 棟
- 4 被 命 令 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 鉄 町 71 番 地 の 1  
有 限 会 社 上 岡 谷 工 務 店  
代 表 取 締 役 上 岡 谷 由 男
- 5 命 令 年 月 日  
平 成 31 年 4 月 3 日



横 浜 市 公 告 第 250 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、岸根篠原東急団地建築協定を認可した。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 251 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 郷 和 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市公告第252号

都市計画法に基づく措置命令

次の開発行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に違反しているので、同法第81条第1項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 措置の内容  
工事停止
- 2 開発行為の所在地  
青葉区鉄町 1,891 番の1
- 3 開発行為の概要  
切土 約 215 平方メートル  
高さ 約 4 メートル
- 4 被命令者の住所及び氏名  
青葉区鉄町71番地の1  
有限会社上岡谷工務店  
代表取締役 上岡谷 由 男
- 5 命令年月日  
平成31年4月3日

横浜市公告第253号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年5月22日第29開603号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
港南区大久保二丁目35番6号  
株式会社エスニコ・オペレーション  
代表取締役 笠原龍夫
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港南区大久保二丁目415番の10、417番の2、418番の1、418番の4、418番の5の一部、419番の一部、421番の1、421番の10、421番の12の一部、421番の14、421番の17の一部、421番の18、421番の19、421番の21から421番の23まで、423番の4の一部、423番の5の一部及び423番の7

横 浜 市 公 告 第 254 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 8 月 3 日 第 30 開 1307 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 平 戸 町 1,196 番 の 1 、 1,196 番 の 33 、 1,196 番 の 34 の 一  
部 、 1,196 番 の 35 から 1,196 番 の 38 ま で 、 1,197 番 の 5 及 び 1,19  
7 番 の 42 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 255 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 10 月 11 日 第 30 開 1807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 東 方 町 293 番 地 の 1  
有 限 会 社 ハ セ ガ ワ 企 画  
代 表 取 締 役 長 谷 川 保
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 東 方 町 597 番 の 1 、 597 番 の 5 、 597 番 の 18 か ら 597 番  
の 22 ま で 、 597 番 の 25 、 597 番 の 34 、 597 番 の 39 の 各 一 部 及 び 59  
7 番 の 43

横 浜 市 公 告 第 256 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 10 月 25 日 第 30 開 1408 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 本 郷 二 丁 目 7 番 地 の 7  
川 口 龍 文
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 本 郷 二 丁 目 6 番 の 2 の 一 部 、 6 番 の 19 、 7 番 の 2 の 一 部  
、 7 番 の 5 の 一 部 、 7 番 の 7 の 一 部 、 7 番 の 14 の 一 部 、 7 番 の 17  
の 一 部 及 び 7 番 の 21 か ら 7 番 の 26 ま で

横 浜 市 公 告 第 257 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 31 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 10 月 31 日 第 30 開 1725 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 台 町 11 番 地 の 29  
株 式 会 社 ダ ン デ ・ ラ イ ズ  
代 表 取 締 役 久 米 美 穂
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 美 し が 丘 西 一 丁 目 19 番 の 4 及 び 19 番 の 5



横浜市公告第258号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号  
第31・8・1号
- 2 指定年月日  
平成31年4月4日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
24.50 m
- 5 指定の場所  
旭区中希望が丘6番の1及び6番の21
- 6 申請者の氏名  
ミクニ・リアルエステート株式会社  
代表取締役 神野嘉文

横浜市公告第259号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第42・52号
- 2 廃止年月日  
平成31年4月4日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.00 m 及び 5.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
76.50 m 及び 35.00 m
- 5 廃止の場所  
港南区港南五丁目 2,245 番の4地先から 2,621 番の9地先及び  
2,245 番の15地先から 2,621 番の66地先まで

横浜市公告第260号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 一部廃止する道路の指定番号

第45・3号

2 廃止年月日

平成31年3月29日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50 m 及び 8.00 m

4 廃止部分の道路の延長

166.30 m

5 廃止の場所

金沢区片吹 110 番の 36 地先から 110 番の 82 地先まで、110 番の 49 地先から 110 番の 73 地先まで及び 110 番の 72 地先から 130 番の 3 地先まで

横浜市公告第261号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第42・106号
- 2 廃止年月日  
平成31年4月1日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
58.00 m
- 5 廃止の場所  
緑区東本郷六丁目269番の4地先から363番の4地先まで

横浜市公告第262号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

平成31年4月15日

横浜市長 林 文子

1 廃止年月日

平成31年3月29日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

86.00 m

4 廃止の場所

戸塚区戸塚町 4,247 番の2、4,247 番の15、4,247 番の16及び  
4,247 番の17の各一部、4,845 番の7、4,845 番の10の一部、4,  
866 番の15の一部、4,869 番の2、4,869 番の7の一部、4,869  
番の8の一部、4,873 番の3の一部、4,873 番の8の一部、4,87  
3 番の11並びに 4,875 番の5の一部

5 申請者の氏名

有限会社恒企画

代表取締役 末 竹 恒 也

横浜市公告第263号

市有地の定期借地に関する一般競争入札の施行  
 市有地の定期借地について、土地の利用等に関する提案を審査した上で行う一般競争入札（以下「二段階一般競争入札」という。）により次のとおり実施する。

平成31年4月15日

横浜市契約事務受任者

横浜市道路局長 乾

晋

1 競争入札に関する事項

(1) 件名

市有地の定期借地（借地借家法第23条第1項）

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
都筑区茅ヶ崎中央56番の9 茅ヶ崎中央雨水調整池	雑種地	4,500.55

(3) 最低賃料（月額）

581,000 円

(4) 二段階一般競争入札の概要

ア 提案書等の作成及び提出

入札参加希望者は、土地の利用等に関する計画をまとめた書類（以下「提案書」という。）を作成し、入札参加申込書とあわせて提出する。

イ 審査及び入札

審査及び入札は、二段階で行うこととする。

第一段階においては、提出された提案書について、茅ヶ崎中央雨水調整池貸付事業入札参加資格審査委員会が審査し、審査通過者を決定する。

第二段階においては、審査通過者による入札を行う。

(5) 入札に付す条件

平成31年度二段階一般競争入札（茅ヶ崎中央雨水調整池）募集要項による。

2 入札参加資格等

(1) 入札参加資格

応募者は、次に掲げる資格基準を全て満たす事業者とする。

ア 茅ヶ崎中央雨水調整池の市有地活用の趣旨に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。

イ 募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を順守できる者であること。

ウ 本件土地における建設及び運営の主体となり、事業用定期

借地権設定契約を締結する者であること。

エ 締結した契約等及び関係法令等を順守できる者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算を行っていない者であること。

カ 定期借地に係る地代の他、当該事業の実施に必要な経費を確実に支払う資力・信用力を有する者であること。具体的要件として、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 1 社単独による応募資格

a 直近決算書の純資産1億円以上

b 設立後5年以上経過

c 直近3か年の決算において、3年連続して経常損失を出していないこと。

(イ) 共同申請による応募資格

a 共同申請代表者が、カ(ア) a～cの要件を満たすこと。

b 全ての共同事業者が、カ(ア) cの条件を満たすこと。

c 全ての共同事業者が、入札参加資格を満たし、欠格事項に該当しないこと。

d 申込にあたり、共同申請者同士による当事業のための覚書等が締結されていること。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を認めないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）

イ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

- オ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
- カ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていない者
- キ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでない者）
- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- 3 平成31年度二段階一般競争入札（茅ヶ崎中央雨水調整池）募集要項の交付
- (1) 交付期間  
平成31年4月15日から平成31年7月31日まで
- (2) 交付方法  
横浜市道路局河川企画課のホームページよりダウンロードすること。
- 4 入札参加申込書及び提案書の受付
- (1) 受付期間  
平成31年8月1日から平成31年10月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）まで）
- (2) 受付場所  
横浜市中区真砂町2丁目22番地（関内中央ビル4階）  
横浜市道路局河川部河川企画課  
電話 045(671)4215
- 5 審査通過者の決定日  
平成31年12月27日まで
- 6 入札及び開札の日時及び場所  
平成32年1月17日午前10時  
横浜市中区真砂町2丁目22番地  
関内中央ビル2階 D204号室 道路局会議室
- 7 入札保証金及び契約保証金等
- (1) 入札保証金の取扱い
- ア 入札保証金は、入札書に記入する貸付料（月額12か月分の）の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額とし、



横浜市が発行する納付書により入札前日までに指定する金融機関に納付しなければならない。

イ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札後に還付するものとし、落札者には、事業用定期借地権設定契約の締結手続を履行した後に返還する。

ウ 入札保証金には利息は付さない。

エ 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部として充当することができる。

オ 落札者が平成32年3月31日までに事業用定期借地権設定に関する合意書を締結しない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属する。また、平成34年3月31日までに事業用定期借地権設定契約（公正証書）を締結しない場合についても、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属する。

(2) 契約保証金の支払

ア 事業用定期借地権設定契約を締結する者は、事業用定期借地権設定契約の締結時に、その債務を担保するため、契約保証金として月額貸付料の12か月分に相当する金額を納付しなければならない。

イ 契約保証金の支払は、全額一括払いとし、横浜市が発行する納入通知書により事業用定期借地権設定契約締結と同時に納付する。

ウ 入札保証金を契約保証金に充当する場合は、契約保証金のうち、入札保証金を除いた残余金額を横浜市が発行する納入通知書により事業用定期借地権設定契約締結と同時に納付する。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 平成31年度二段階一般競争入札（茅ヶ崎中央雨水調整池）募集要項における入札要領第8条各号に定める入札

9 契約書等作成の要否

平成31年度二段階一般競争入札（茅ヶ崎中央雨水調整池）募集要項における茅ヶ崎中央雨水調整池事業用定期借地権設定に関する合意書の作成及び茅ヶ崎中央雨水調整池事業用定期借地権設定契約書の作成を要する。

---

達

---

達 第 16 号 （ 平 成 31 年 3 月 29 日 掲 示 済 ）

庁 中 一 般

横 浜 市 老 人 福 祉 施 設 処 務 規 程 （ 昭 和 40 年 8 月 横 浜 市 達 第 38 号 ） は  
、 廃 止 す る 。

平 成 31 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 林 文 子

附 則

こ の 達 は 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

消防局

---

消防局公告第5号

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定に違反しているので、同法第17条の4第1項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

平成31年4月15日

横浜市消防局長 高坂哲也

- 1 防火対象物の所在地  
旭区東希望が丘68番地の8
- 2 防火対象物の名称及び用途  
名称 ファミリーケア東希望が丘さくら物語  
用途 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設
- 3 被命令者の住所及び氏名  
旭区笹野台一丁目32番24-106号  
齋藤 誠
- 4 措置の内容
  - (1) 平成31年6月30日までに、当該防火対象物1階にスプリンクラー設備を設置すること。
  - (2) 平成31年6月30日までに、当該防火対象物1階の消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するよう改修すること。
- 5 命令年月日  
平成31年3月27日

水道局

水道局告示第3号

公金徴収及び収納事務委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山 隈 隆 弘

受託者の名称	受託者の所在地	委託した事務の範囲	委託した期間
株式会社宅配 代表取締役 斜 森 太 郎	東京都文京区 本郷4丁目11 番5号	鶴見区及び神奈川 区において横浜市 と各戸検針徴収に 関する契約を締結 しているものの使 用に係る水道メー ターの検針業務及 び料金整理業務	平成31年 4月1日 から平成 31年9月 30日まで
株式会社エコシテ ィサービス 代表取締役 杉 本 憲 二	都筑区茅ヶ崎 中央8番33号	緑区及び青葉区に おいて横浜市と各 戸検針徴収に關す る契約を締結して いるものの使用に 係る水道メーター の検針業務及び料 金整理業務	
株式会社清光社 代表取締役 鈴 木 真	中区山下町1 番地	中区、南区、西区 及び保土ヶ谷区に おいて横浜市と各 戸検針徴収に關す る契約を締結して いるものの使用に 係る水道メーター の検針業務及び料 金整理業務	平成31年 4月1日 から平成 32年3月 31日まで
株式会社日本ウオ ーターテックス 代表取締役	埼玉県幸手市 緑台1丁目19 番11号	港南区、磯子区及 び金沢区において 横浜市と各戸検針	

佐藤 亮		徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社宅配 代表取締役 斜 森 太郎	東京都文京区 本郷4丁目11 番5号	旭区、泉区及び瀬谷区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社トール 代表取締役社長 横 田 孝 治	港北区高田西 一丁目5番21 号	港北区及び都筑区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社エコシテ ィサービス 代表取締役 杉 本 憲 二	都筑区茅ヶ崎 中央8番33号	戸塚区及び栄区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
国分グローサーズ チェーン株式会社 代表取締役 横 山 敏 貴	東京都中央区 日本橋1丁目 1番1号	水道料金及び下水道使用料の収納事務
株式会社しんきん 情報サービス 代表取締役社長 馬 場 英 一	東京都港区港 南1丁目8番 27号	
株式会社セブン・ イレブン・ジャパ	東京都千代田 区二番町8番	

ン 代 表 取 締 役 社 長 古 屋 一 樹	地 の 8	
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 飯 島 延 浩	東 京 都 千 代 田 区 岩 本 町 3 丁 目 10 番 1 号	
株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト 代 表 取 締 役 社 長 澤 田 貴 司	東 京 都 港 区 芝 浦 3 丁 目 1 番 21 号	
株 式 会 社 ポ プ ラ 代 表 取 締 役 社 長 目 黒 真 司	広 島 市 安 佐 北 区 安 佐 町 大 字 久 地 665 番 地 の 1	
ミ ニ ス ト ッ プ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 藤 本 明 裕	千 葉 市 美 浜 区 中 瀬 1 丁 目 5 番 1 号	
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 代 表 取 締 役 竹 増 貞 信	東 京 都 品 川 区 大 崎 1 丁 目 11 番 2 号	
L I N E P a y 株 式 会 社 代 表 取 締 役 コ ヨ シ	東 京 都 品 川 区 西 品 川 1 丁 目 1 番 1 号	

水道局告示第4号

刊行物頒布代金の徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり刊行物の頒布代金の徴収の事務を委託した。

平成31年4月15日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 隈 隆 弘

- 1 委託を受けた者  
神奈川県松本町4丁目34番地の14  
東神産業株式会社  
代表取締役 岡 本 央
- 2 頒布する刊行物の種類  
横浜市水道事業概要 平成30年度版
- 3 委託の期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

交通局

横浜市交通局自動車安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月28日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

交通局規程第7号（平成31年3月28日揭示済）

横浜市交通局自動車安全管理規程の一部を改正する規程

横浜市交通局自動車安全管理規程（平成18年10月交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。」を「昭和26年法律第83号」に改める。

第4条第1号中「安全管理規程」を「本規程」に改める。

第5条中「前条」を「第3条」に改める。

第8条第4項中「別図1「安全管理体制図」」を「安全管理体制図（別図1）」に改める。

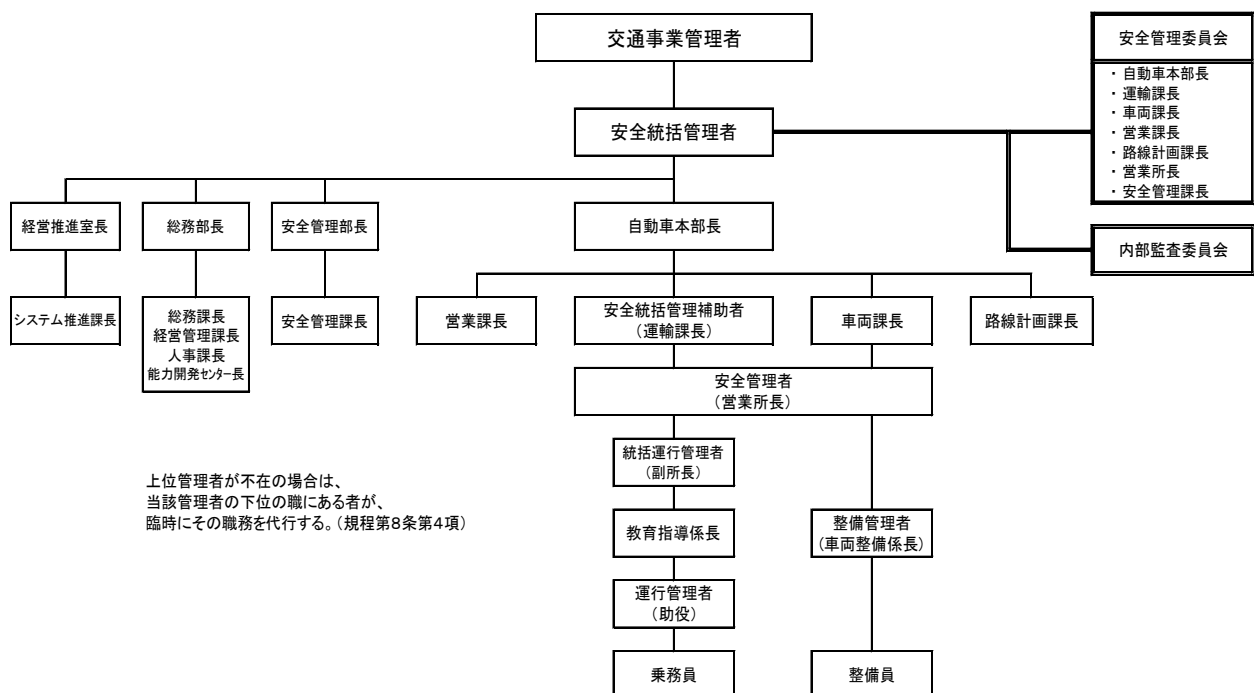
第13条第1項中「別図2「事故・災害等発生時の報告連絡体制」」を「事故・災害等発生時の報告連絡体制（別図2）」に改める。

第16条第2項中「別図1「安全管理体制図」」を「安全管理体制図（別図1）」に改める。

第17条第1項中「前条」を「第15条」に改める。

別図1を次のように改める。

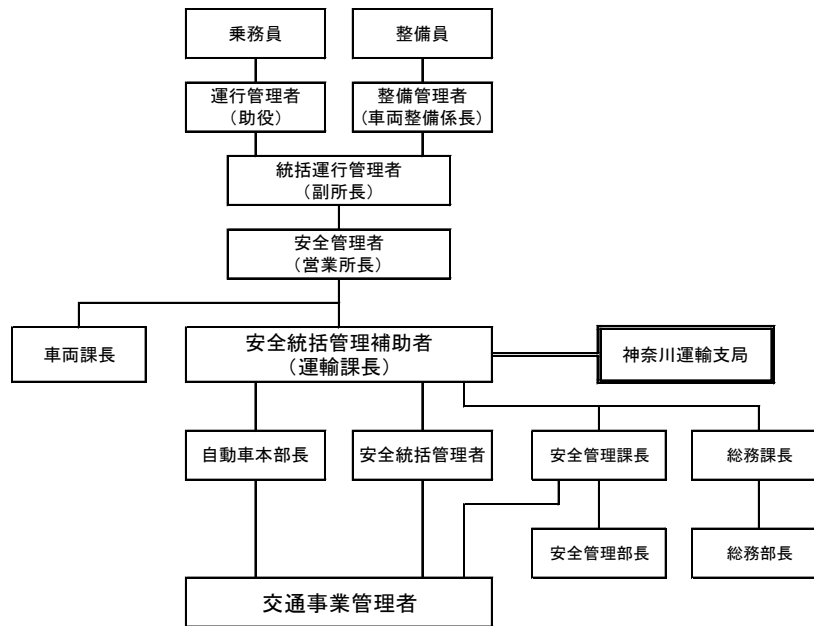
別図1 安全管理体制図





別図2を次のように改める。

別図2 事故・災害等発生時の報告連絡体制



附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月28日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

交通局規程第8号（平成31年3月28日揭示済）

横浜市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道安全管理規程（平成18年12月交通局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（職員に準ずるものを含む）（以下「職員等」という。）」を「（職員に準ずるものを含む。以下「職員等」という。）」に改める。

第4条第1項中「「横浜市高速鉄道係員服務規程」」を「横浜市高速鉄道係員服務規程（平成20年4月交通局達第8号）」に、同項第4号中「施設、建築」を「施設及び建築」に、同項第14号ア中「経営企画課長」を「経営管理課長」に、同条第4項中「職務が遂行」を「職務を遂行」に改める。

第5条第1項中「鉄道事業法」を「法第18条の3第2項第4号」に改め、「以下「規則」という。）」の次に「第36条の4」を加える。

第6条第7号中「第2条第3項での」を「第2条第3項に掲げる」に改め、「安全重点」を削る。

第7条第1項中「規則」の次に「第36条の5」を加える。

第11条第1項第2号中「車両の構造、仕様と施設の構造、仕様、運転の安全性」を「車両の構造及び仕様、施設の構造及び仕様並びに運転の安全性」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「経営企画課長」を「経営管理課長」に改める。

第22条第1項中「場合は「緊急時における救急体制の整備について」（昭和47年12月22日付鉄運第306号）」を「場合は、緊急時における救急体制の整備について（昭和47年12月22日鉄運第306号）」に、「「横浜市高速鉄道事故等報告規程」「横浜市高速鉄道運転事故復旧規程」及び「横浜市高速鉄道非常災害対策規程」」を「横浜市高速鉄道事故等報告規程（昭和62年9月交通局達第41号）、横浜市高速鉄道運転事故復旧規程（平成22年5月交通局達第8号）及び横浜市交通局災害対策本部設置規程（平成29年3月交通局達第3号）」に、同条第2項中「「横浜市高速鉄道運転事故復旧規程」」を「横浜市高速鉄道運転事故復旧規程」に改める。

第25条中「技術基準省令」を「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）」に改める。

第26条第3項中「方法は「横浜市交通局行政文書管理規程」及び「横浜市交通局行政文書取扱規程」」を「方法は、横浜市交通局行政文書管理規程（平成12年3月交通局規程第2号）及び横浜市交通局行政文書取扱規程（平成17年6月交通局達第6号）」に改める。

第28条第3項中「前二項」を「前2項」に、「「横浜市高速鉄道列車設定心得」」を「横浜市高速鉄道列車設定心得（昭和47年11月交通局達第106号）」に改める。

第29条第1項中「「横浜市交通局企業職員就業規程」」を「横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年7月交通局規程第8号）」に改める。

第32条第1項中「鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則」の次に「（平成18年国土交通省令第79号）」を加える。

第33条第1項中「「横浜市高速鉄道運輸関係係員執務規準」」を「横浜市高速鉄道運輸関係係員執務基準（平成21年8月24日交鉄運第151号）」に、同条第2項中「「横浜市高速鉄道運転取扱実施基準」」を「横浜市高速鉄道運転取扱実施基準」に改め、「以下」の前に「平成14年3月交通局達第7号。」を加える。

第34条第1項中「「運転取扱実施基準」」を「運転取扱実施基準」に改める。

第35条第1項中「「横浜市高速鉄道運転安全規範」及び「運転取扱実施基準」」を「横浜市高速鉄道運転安全規範（昭和47年11月交通局達第99号）及び運転取扱実施基準」に改める。

第36条第4項各号を次のように改める。

- (1) 横浜市高速鉄道土木実施基準（平成14年3月31日制定）
- (2) 横浜市高速鉄道電気設備実施基準（平成14年3月31日制定）
- (3) 横浜市高速鉄道運転保安設備実施基準（平成14年3月31日制定）
- (4) 横浜市交通局駅施設整備基準（平成18年6月制定）
- (5) 横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程（平成11年3月交通局達第5号）
- (6) 横浜市交通局請負工事監督事務取扱規程（平成11年3月交通局達第4号）

第37条第3項各号を次のように改める。

- (1) 高速鉄道建設土木工事標準仕様書（平成12年4月制定）
- (2) 請負工事等の営業線内安全作業要領（平成8年10月2日電車部達第24号）
- (3) 施設安全作業要領（平成17年7月1日施設管理所達第8号）
- (4) 電気安全作業要領（平成22年3月26日制定）

第37条第4項中「「横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程」」を「横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程（昭和47年11月交通局達第102号）」

」に改める。

第38条第1項中「「横浜市高速鉄道現業職場内教育訓練実施要綱」」を「高速鉄道現業職場内教育訓練実施要綱（平成23年3月25日交鉄運第509号）」に、同条第2項中「「横浜市交通局高速鉄道係員の適性検査に関する規程」」を「横浜市交通局高速鉄道係員の適性検査に関する規程（昭和48年10月交通局達第82号）」に、同条第3項中「「横浜市高速鉄道係員服務規程」」を「横浜市高速鉄道係員服務規程」に、同条第5項第2号中「横浜市高速鉄道現業係員職場内教育訓練実施要綱」を「高速鉄道現業職場内教育訓練実施要綱」に改める。

第39条第1項中「「横浜市交通局契約規程」」を「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）」に、同条第2項第2号中「横浜市高速鉄道建設土木工事標準仕様書」を「高速鉄道建設土木工事標準仕様書」に改める。

第40条第3項各号を次のように改める。

- (1) 横浜市高速鉄道車両構造実施基準（平成14年3月31日制定）
- (2) 横浜市高速鉄道車両整備実施基準（平成28年4月1日制定）
- (3) 横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程（平成11年3月交通局達第5号）

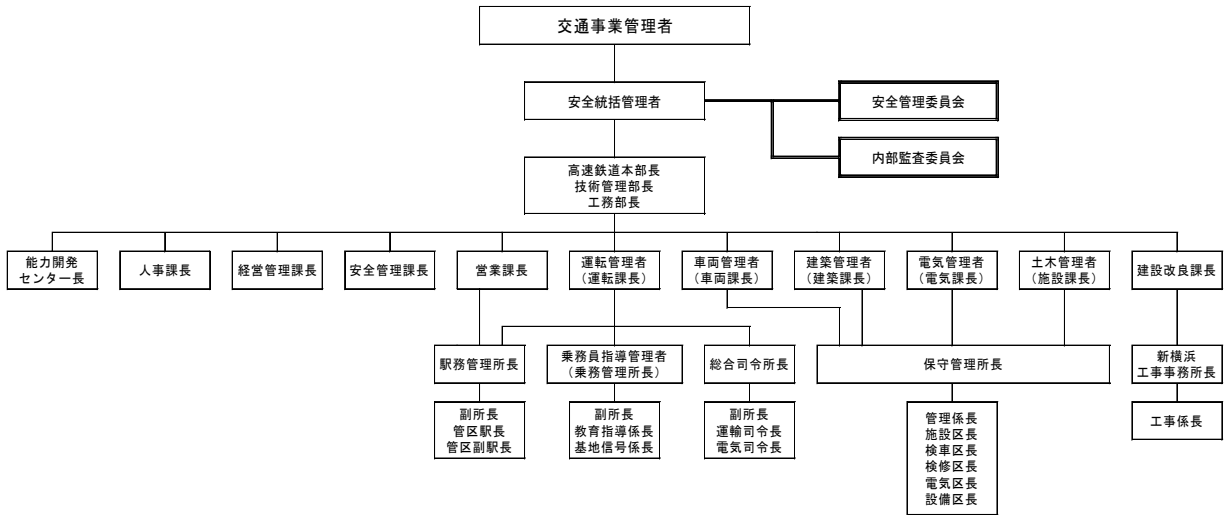
第41条第1項中「「車両課教育訓練要綱」」を「車両課教育訓練要綱（平成17年3月29日車両課達第28号）」に、同条第2項中「「車両課教育訓練要綱」」を「車両課教育訓練要綱」に改める。

第42条中「「横浜市高速鉄道車両構造実施基準」」を「横浜市高速鉄道車両構造実施基準」に、「関係規定」を「関係規程」に改める。

第43条第2項中「「横浜市高速鉄道車両構造実施基準」、「横浜市高速鉄道車両整備実施基準」、「車両安全作業要領」」を「横浜市高速鉄道車両構造実施基準、横浜市高速鉄道車両整備実施基準、車両安全作業要領（平成18年2月23日制定）」に改める。

別図1を次のように改める。

別図1 安全管理体制図



附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市交通局広告取扱規程をここに公布する。

平成31年3月28日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

交通局規程第9号（平成31年3月28日揭示済）

横浜市交通局広告取扱規程

横浜市交通局広告取扱規程（平成28年3月31日交通局規程第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、横浜市交通局における広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（取扱いの基準）

第2条 次の各号の一に該当する広告は、掲出の取扱いをしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 美観を損するもの
- (3) 公衆に不快の念を与えるもの
- (4) その他交通事業管理者（以下「管理者」という。）が不適当と認めるもの

2 前項各号についての細目は、管理者が別に定める。

（掲出場所）

第3条 広告は、自動車、高速鉄道（以下「地下鉄」という。）の電車、駅その他の自動車運送事業及び鉄道事業の附属施設を利用して掲出するものとする。

（種類）

第4条 広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自動車広告
  - ア ポスター広告
  - イ ラッピングバス広告
  - ウ 看板広告
  - エ その他管理者が認める広告
- (2) 地下鉄車内広告
  - ア ポスター広告
  - イ ステッカー広告
  - ウ 車内情報装置広告
  - エ その他管理者が認める広告
- (3) 地下鉄駅構内広告
  - ア 駅看板広告
  - イ ポスター広告
  - ウ S P 広告
  - エ ホームドア広告

オ その他管理者が認める広告

(広告料金等)

第5条 自動車広告に関する広告料金等は、別表第1に定める金額を上限として、管理者が別途定める。

2 地下鉄車内広告の広告料金等は、別表第2に定める金額を上限として、管理者が別途定める。

3 地下鉄駅構内広告の広告料金等は、別表第3に定める金額を上限として、管理者が別途定める。

4 その他管理者が認める広告の広告料金等は、管理者が別途定める。

5 前各項に定める料金には、消費税及び地方消費税を加えるものとする。

(広告料金等の減額)

第6条 管理者は、次の各号の理由がある時は、第5条に定める広告料金等について減額することができる。

(1) 国・地方公共団体又はその他の公共的団体の事業に関するものは、2割以内の額を減額することができる。

(2) 乗客誘致が見込まれるなど管理者が特に必要と認めるものは、5割以内の額を減額することができる。

(3) 管理者が販売促進等のためにキャンペーン等を実施するときには、5割以内の額を減額することができる。

(4) 管理者は、特別の理由があるときは、減免することができる。

(交通局広告取次人)

第7条 管理者が所有する広告について、販売を代行するものを交通局広告取次人とし、管理者は販売を代行させる。

2 交通局広告取次人は、管理者が認めた場合は、自ら広告を設置し販売することができる。

3 交通局広告取次人となる要件は、管理者が別に定める。

4 管理者は、資力、信用及び交通広告の経験を有する広告事業者を交通局広告取次人として指定する。

(広告取扱手数料)

第8条 管理者は、広告販売に対する取扱手数料を交通局広告取次人に支払うものとする。

2 広告取扱手数料の額は、管理者が別に定める。

(広告料金等の納入等)

第9条 交通局広告取次人は広告料金等を、管理者の指定した方法により、指定した期日までに納入するものとする。

2 既納の広告料金等は、管理者が特に認めた場合を除き、返還しない。

(保証金)

第10条 第7条の規定により指定を受けた交通局広告取次人は、管理者の指定した方法により、指定した期日までに保証金として500,000円を管理者に預託しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 交通局広告取次人に未納の広告料その他債務がある場合は、保証金をこれに充てることができる。

3 保証金は交通局広告取次人が資格を失ったときから起算して2か月を経た後でなければこれを返還しない。

4 返還する保証金には、利息を付さない。

(指定の取消し)

第11条 管理者は、交通局広告取次人が次の各号の一に該当する場合は、その指定を取り消すものとする。

(1) 第7条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 所定の期間内に広告料金等を納付しないとき。

(3) 指定の取消しを申し出たとき。

(4) その他管理者が交通局広告取次人として不相当と認めたとき。

(広告掲出に関する契約)

第12条 交通局広告取次人は、広告販売代行に関する契約を管理者と締結しなければならない。

(契約の解除)

第13条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、その契約を取り消すものとする。

(1) 管理者が交通局広告取次人の指定を取り消したとき。

(2) 交通局広告取次人が契約内容に違反したとき、また契約の義務を履行する見込みのないとき。

(3) 管理者の事業上の都合により解除の必要が生じたとき。

(4) 法もしくはは監督官庁の指示、勧告その他の管理者の責任でない事由により本契約を履行できなくなったとき。

(広告掲出の許可)

第14条 交通局広告取次人は、広告を掲出しようとするときは、掲出する広告意匠を添えて、書面又はシステムにより管理者に申込みを行い、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をしたときは、交通局広告取次人に書面を交付するものとする。ただし、広告管理システムを通じて広告掲出の申込みを行った場合は、書面の交付は省略することができる。

(許可の取消し)

第15条 管理者は、事業上支障がある場合その他特に必要と認めた



場合は、交通局広告取次人に対し、第14条の許可を取り消すものとする。

(雑則)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条第1項)

種類	規格	掲出単位	掲出期間	広告料金 (単位：円)	
ポスター 広告	B 3	1 営業所あたり	1 週間	50,000	
ラッピング バス 広告	フル ラッ ピン グ バス	5 m <sup>2</sup> 以上	1 台あたり	1 か月	250,000
	パ ー ト ラッ ピン グ バス	5 m <sup>2</sup> 未 満	1 台あたり	1 か月	120,000
看板 広告	H475× W990(mm)	1 枚あたり	1 か月	10,000	

(備考)

1 その他、掲出に必要な作業費等は、管理者が別に定める。

2 掲出枚数は管理者が別に定める。

別表第2 (第5条第2項)

種類	規格	路線名	掲出期間	広告料金 (単位：円)
----	----	-----	------	----------------

ポスター広告	B 3	ブルーライン	平日 2 日間 又は 週末 3 日間	200,000
ステッカー広告	H165× W200(mm)	ブルーライン	1 か月	250,000
		グリーンライン		200,000
車内情報装置広告	15 秒	ブルーライン・ グリーンライン	1 週間	500,000

(備考)

- 1 その他、掲出に必要な作業費等は、管理者が別に定める。
- 2 掲出枚数は管理者が別に定める。

別表第3 (第5条第3項)

種類	規格	掲出単位	掲出期間	広告料金 (単位：円)
駅看板広告	H728× W1,030～ H2,060× W5,824(mm)	1 面	6 か月	1,200,000
ポスター広告	B 1	1 枚	1 週間	50,000
S P 広告	3 m <sup>2</sup> あたり	1 枚	1 週間	250,000
ホームドア広告	650×950(mm)	1 枚	2 週間	40,000

(備考)

- 1 看板広告の広告料金及び管理費は、各看板のサイズ、掲出箇所等により異なり、管理者が別に定める。
- 2 その他、掲出に必要な作業費等は、管理者が別に定める。

横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

交通局規程第10号（平成31年3月29日揭示済）

横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（横浜市交通局事務分掌規程の一部改正）

第1条 横浜市交通局事務分掌規程（昭和44年5月交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部」を「室、部」に改め、同条第1項を次のように改める。

第2条 局に、次の室、部、課及びセンターを置く。

経営推進室

プロジェクト推進課

システム推進課

総務部

総務課

経営管理課

資産活用課

人事課

能力開発センター

安全管理部

安全管理課

高速鉄道本部

営業課

運転課

自動車本部

営業課

路線計画課

運輸課

車両課

技術管理部

車両課

電気課

工務部

施設課

建築課

建設改良課

契約部

契約第一課

契約第二課

第3条を次のように改める。

(経営推進室の課の事務分掌)

第3条 経営推進室の課の事務分掌は、次のとおりとする。

プロジェクト推進課

- (1) 交通事業の経営の基本計画に関すること。
- (2) 経営改善の基本的施策に関すること。
- (3) 局の重要施策の企画、進行管理及び総合調整に関すること。
- (4) 局の重要施策の実施に向けたプロジェクトの推進に関すること。
- (5) 交通事業の価値向上のための各種団体や商店街等との連携に関すること。
- (6) 交通事業の経営に係る資料の収集、調査及び分析に関すること。
- (7) 局の戦略的広報の推進に係る企画、総合調整及び実施に関すること。
- (8) 国際貢献に関すること。
- (9) 室内の他の課の主管に属しないこと。

システム推進課

- (1) コンピュータ事務の調整及び推進に関すること。
- (2) コンピュータ事務に係るシステムの開発及び管理に関すること(他部署に属するものを除く。)
- (3) コンピュータを活用した事務改善に関すること。
- (4) 高速鉄道の駅務機器に係る計画、保守、管理及び改修に関すること。
- (5) 高速鉄道の駅務機器の工事の施工管理、工程管理、監督及び検査に関すること。
- (6) コンピュータの利用に関する教育及び指導に関すること。
- (7) コンピュータの維持管理及び運営に関すること。
- (8) 乗合自動車に関するシステムの開発及び管理に関すること(他部署に属するものを除く。)
- (9) サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。
- (10) システム監査に関すること。

第3条の2を第4条の2とし、第4条を次のように改める。

(総務部の課の事務分掌)

第4条 総務部の課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 行政文書管理に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関する事。
- (5) 審査請求及び訴訟等の総括に関する事。
- (6) 情報公開に係る連絡調整に関する事。
- (7) 庁中取締りに関する事。
- (8) 特別乗車券に関する事。
- (9) 無体財産権の総合調整に関する事。
- (10) 報道機関等との連絡調整に関する事。
- (11) お客様満足向上の総括に関する事。
- (12) 一般財団法人横浜市交通局協力会に関する事。
- (13) 横浜交通開発株式会社に関する事。
- (14) 職務発明に関する事。
- (15) 事務改善に関する事。
- (16) 他の室、部、課の主管に属しない事。

経営管理課

- (1) 運賃及び料金の上限の設定、変更に関する事（国土交通省地方運輸局長の権限に属することを除く。）。
- (2) 交通事業の財政計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 企業債に関する事。
- (5) 補助金の総合調整に関する事。
- (6) その他経理に関する事。
- (7) 資金の調達及び運用に関する事。
- (8) 局内における会計監査に関する事。
- (9) 現金、預金及び有価証券の出納保管に関する事。
- (10) 収入及び支出の審査に関する事。
- (11) 出納取扱機関及び収納取扱機関に関する事。
- (12) 工事及び製造の請負契約に関する事（契約第一課及び契約第二課の分掌するものを除く。以下第16号まで同じ。）。
- (13) 物品の購入、修繕、製造、借入れ及び売払い並びに印刷物の製作に係る契約に関する事。
- (14) 委託契約及び労力の調達の契約に関する事。
- (15) 一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事。
- (16) 不用物品の売却処分に関する事。
- (17) 物品の出納及び保管に関する事。
- (18) 資産の棚卸に関する事。
- (19) その他契約及び物品管理に関する事。
- (20) 資産の管理に関する事。

- (21) 高速鉄道の駅構内における営業の管理に関すること。（但し維持管理を除く。）。
- (22) 土地、建物等の取得、借入れ及びこれらに伴う補償に関すること。
- (23) 土地の調査、測量及び図面の作成等に関すること。
- (24) 土地及び建物の登記に関すること。
- (25) 土地及び建物の管理並びに処分に関すること。
- (26) 財産台帳に関すること。
- (27) 財産の損害保険に関すること。
- (28) その他公有財産に関すること。

#### 資産活用課

- (1) 資産の有効活用に関すること。
- (2) 高速鉄道の駅構内における営業の契約・店舗等の維持管理に関すること。
- (3) 高速鉄道及び自動車の広告に関すること。

#### 人事課

- (1) 職員の任免、宣誓、分限、賞罰その他身分に関すること。
- (2) 職員の職階、服務、募集及び配置に関すること。
- (3) 職制に関すること。
- (4) 職員定数の認定及び管理並びに人事統計資料の作成に関すること。
- (5) 退職手当、退職年金等に関すること。
- (6) 横浜市職員共済組合及び全国健康保険協会との事務連絡に関すること。
- (7) 職員の給与その他労働条件に関すること。
- (8) 団体交渉、労働協約及び職員の苦情処理に関すること。
- (9) 労働組合に関すること。
- (10) 労務に関する調査研究に関すること。
- (11) 職員の給与の支払及び諸控除に関すること。
- (12) 職員の安全、衛生及び健康管理に関すること。
- (13) 職員の福利厚生に関すること。
- (14) 職員の制服に関すること。
- (15) 職員の公傷病及び公務災害補償に関すること。
- (16) 横浜市交通局厚生会に関すること。
- (17) 社会保険に関すること。
- (18) 適性検査に関すること（他の課等の主管に属することを除く。）。
- (19) 業務員に関すること。

#### 能力開発センター

- (1) 職員の研修及び能力開発に必要な事項の調査及び研究に関

すること。

- (2) 職員の研修及び能力開発の計画の総合調整に関すること。
- (3) 職員の研修及び能力開発の企画及び実施に関すること。
- (4) 動力車操縦者の養成に関すること。
- (5) 運輸現業員の実地指導及び教育訓練に関すること。
- (6) 動力車操縦者の養成に係る適性検査に関すること。
- (7) その他職員の研修及び能力開発に関すること。

第5条営業課の項中第12号を第15号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (12) 市営交通沿線の販わい創出を目的とした各種団体とのタイアップ企画や販売促進等に関すること（自動車本部営業課の分掌するものを除く。）。
- (13) 市営交通沿線の広報誌に関すること。
- (14) ハマエコカード事業の会員獲得及び利用促進に関すること

第6条営業課の項第7号中「運行」を「総括及び運行」に改め、同項第8条を同項第11号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (8) 観光に係る自動車の企画及び販売促進に関すること。
- (9) 乗車券の企画、宣伝及び販売促進に関すること。
- (10) 自動車に係る各種団体とのタイアップ企画や販売促進等に関すること。

第6条運輸課の項第9号から第14号までを削り、同条に次の1項を加える。

車両課

- (1) 自動車車両の調査、計画及び設計に関すること。
- (2) 自動車の車両製造等の工程管理、監督及び検査に関すること
- (3) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等の総括に関すること
- (4) 自動車車両保守の調査及び計画の総括に関すること。
- (5) 自動車車両の維持改修及び整備の総括に関すること。
- (6) 自動車車両の購入に係る補助金の申請、請求及び報告に関すること。

第10条第1項中「局に副局長、」の次に「室に室長、」を加え、同条第5項中「担当理事、」の次に「室長、」を加える。

第11条第1項中「担当理事、」の次に「室長、」を加える。

第12条中「部長」を「室長、部長」に改める。

第13条第2項中「担当理事、」の次に「室長、」を加える。

（横浜市交通局係設置規程の一部改正）

第2条 横浜市交通局係設置規程（昭和44年5月交通局規程第7号

) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(係の設置)

第2条 課に係を次のように設置する。

経営推進室

プロジェクト推進課

企画調整係

システム推進課

システム改善係

総務部

総務課

庶務係

経営管理課

経営経理係

契約会計管理係

資産活用課

資産活用係

人事課

人事組織係

労務係

厚生係

業務係

高速鉄道本部

営業課

管理係

駅務係

運転課

運転係

自動車本部

営業課

管理係

路線計画課

路線計画係

ダイヤ編成係

運輸課

運輸係

車両課

車両係

車両整備係

技術管理部



車 両 課  
車 両 計 画 係  
車 両 技 術 係  
電 気 課  
電 力 係  
信 号 通 信 係  
工 務 部  
施 設 課  
管 理 係  
技 術 監 理 係  
施 設 係  
軌 道 係  
建 築 課  
建 築 係  
設 備 係  
建 設 改 良 課  
計 画 係  
設 計 係

第 3 条 及 び 第 4 条 を 次 の よう に 改 め る 。

( 経 営 推 進 室 の 係 の 事 務 分 掌 )

第 3 条 経 営 推 進 室 の 課 の 係 の 事 務 分 掌 は 、 次 の と お り と す る 。

プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課

企 画 調 整 係

- (1) 交 通 事 業 の 経 営 の 基 本 計 画 に 関 す る こ と 。
- (2) 経 営 改 善 の 基 本 的 施 策 に 関 す る こ と 。
- (3) 局 の 重 要 施 策 の 企 画 、 進 行 管 理 及 び 総 合 調 整 に 関 す る こ と  
。
- (4) 局 の 重 要 施 策 の 実 施 に 向 け た プ ロ ジ ェ ク ト の 推 進 に 関 す る  
こ と 。
- (5) 交 通 事 業 の 価 値 向 上 の た め の 各 種 団 体 や 商 店 街 等 と の 連 携  
に 関 す る こ と 。
- (6) 交 通 事 業 の 経 営 に 係 る 資 料 の 収 集 、 調 査 及 び 分 析 に 関 す る  
こ と 。
- (7) 局 の 戦 略 的 広 報 の 推 進 に 係 る 企 画 、 総 合 調 整 及 び 実 施 に 関  
す る こ と 。
- (8) 国 際 貢 献 に 関 す る こ と 。
- (9) 室 内 の 他 の 課 の 主 管 に 属 し な い こ と 。

シ ス テ ム 推 進 課

シ ス テ ム 改 善 係

- (1) ICT を 利 用 し た 事 務 改 善 に 関 す る こ と 。

- (2) コンピュータ事務の調整及び推進に関すること。
- (3) コンピュータ事務に係るシステムの開発及び管理に関すること（他部署に属するものを除く。）。
- (4) 高速鉄道の駅務機器に係る計画、保守、管理及び改修に関すること。
- (5) 高速鉄道の駅務機器の工事の施工管理、工程管理、監督及び検査に関すること。
- (6) コンピュータの利用に関する教育及び指導に関すること。
- (7) コンピュータの維持管理及び運営に関すること。
- (8) 乗合自動車に関するシステムの開発及び管理に関すること（他部署に属するものを除く。）。
- (9) サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。
- (10) システム監査に関すること。

（総務部の係の事務分掌）

第4条 総務部の課の係の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

庶務係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 行政文書管理に関すること。
- (3) 条例、規則及び規程等に関すること。
- (4) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること。
- (5) 審査請求及び訴訟等の総括に関すること。
- (6) 情報公開に係る連絡調整に関すること。
- (7) 庁中取締りに関すること。
- (8) 特別乗車券に関すること。
- (9) 無体財産権の総合調整に関すること。
- (10) 報道機関等との連絡調整に関すること。
- (11) お客様満足向上の調査、研究、企画、立案、指導及び総合調整に関すること。
- (12) 業務改善等の調査、研究、企画、立案、指導及び総合調整に関すること。
- (13) 職員による事務改善等の提案に関すること。
- (14) 一般財団法人横浜市交通局協力会に関すること。
- (15) 横浜交通開発株式会社に関すること。
- (16) 他の室、部、課及び係の主管に属しないこと。

経営管理課

経営経理係

- (1) 運賃及び料金の上限の設定、変更に関すること（国土交通省地方運輸局長の権限に属することを除く。）。

- (2) 交通事業の財政計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 補助金の総合調整に関すること。
- (6) その他経理に関すること。
- (7) 資産の管理に関すること。
- (8) 高速鉄道の駅構内における営業の管理に関すること（但し維持管理を除く。）。
- (9) 土地、建物等の取得、借入れ及びこれらに伴う補償に関すること。
- (10) 土地の調査、測量及び図面の作成等に関すること。
- (11) 土地及び建物の登記に関すること。
- (12) 土地及び建物の管理並びに処分に関すること。
- (13) 財産台帳に関すること。
- (14) 財産の損害保険に関すること。
- (15) その他公有財産に関すること。
- (16) 他の係の主管に属しないこと。

契約会計管理係

- (1) 現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (2) 収入及び支出の審査に関すること。
- (3) 出納取扱機関及び収納取扱機関に関すること。
- (4) 資金の調達及び運用に関すること。
- (5) 局内における会計監査に関すること。
- (6) 工事及び製造の請負契約に関すること（契約第一課及び契約第二課の分掌するものを除く。以下第10号まで同じ。）。
- (7) 物品の購入、修繕、製造、借入れ及び売払い並びに印刷物の製作に係る契約に関すること。
- (8) 委託契約及び労力の調達の契約に関すること。
- (9) 一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (10) 不用物品の売却処分に関すること。
- (11) 物品の出納及び保管に関すること。
- (12) 資産のたな卸に関すること。
- (13) その他契約及び物品管理に関すること。

資産活用課

資産活用係

- (1) 資産の有効活用に関すること。
- (2) 高速鉄道の駅構内における営業の契約・店舗等の維持管理に関すること。
- (3) 高速鉄道及び自動車の広告に関すること。

人事課

人事組織係

- (1) 職員の任免、宣誓、分限、賞罰その他身分に関する事。
- (2) 職員の職階及び服務に関する事。
- (3) 職員の募集に関する事。
- (4) 職員の配置に関する事。
- (5) 職制に関する事。
- (6) 職員定数の設定及び管理並びに人事統計資料の作成に関する事。
- (7) 退職年金等に関する事。
- (8) 他の係の主管に属しない事。

労務係

- (1) 職員の給与その他労働条件に関する事。
- (2) 団体交渉及び労働協約に関する事。
- (3) 職員の苦情処理に関する事。
- (4) 労働組合に関する事。
- (5) 労務問題の調査研究に関する事。
- (6) 職員の給与の支払い及び諸控除に関する事。
- (7) 退職手当に関する事。
- (8) 全国健康保険協会及び横浜市職員共済組合との事務連絡に関する事（厚生係の分掌するものを除く。）。
- (9) 社会保険に関する事。
- (10) その他労働に関する事。

厚生係

- (1) 職員の福利厚生に関する事。
- (2) 職員の制服に関する事。
- (3) 横浜市交通局厚生会に関する事。
- (4) 共済年金及び貸付に係る横浜市職員共済組合との事務連絡に関する事。
- (5) 職員の安全、衛生及び健康管理に関する事。
- (6) 職員の公傷病及び公務災害補償に関する事。
- (7) 適性検査に関する事（他の課等の主管に属することを除く。）。

業務係

- (1) 業務員の管理監督に関する事。
- (2) その他業務員に関する事。

第5条営業課管理係の項第2号中「経営企画課」を「経営管理課」に改め、同項第7号を同項第10号とし、同項の前に次の3号を加える。

- (7) 市営交通沿線の賑わい創出を目的とした各種団体とのタイアップ企画や販売促進等に関する事（自動車本部営業課の

分掌するものを除く。 ) 。

(8) 市営交通沿線の広報誌に関する事。

(9) ハマエコカード事業の会員獲得及び利用促進に関する事。

第6条 営業課管理系の項第5号中「経営企画課」を「経営管理課」に改め、同項第7号中「運行」を「総括及び運行」に改め、同項第8号を同項第11号とし、同項の前に次の3号を加える。

(8) 観光に係る自動車の企画及び販売促進に関する事。

(9) 乗車券の企画、宣伝及び販売促進に関する事。

(10) 自動車に係る各種団体とのタイアップ企画や販売促進等に関する事。

第6条 路線計画課路線計画系の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条運輸課運輸系の項第2号中「車両係」を「自動車本部車両課」に改め、同項第9号を削り、同条車両係及び車両整備系の項を削り、同条に次の2項を加える。

車両課

車両係

(1) 自動車車両の調査、計画及び設計に関する事。

(2) 自動車の車両製造等の工程管理、監督及び検査に関する事。

(3) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等の総括に関する事。

(4) 自動車本部営業所車両係現業員の指導及び教育訓練の総括に関する事。

(5) 自動車車両保守の調査及び計画の総括に関する事。

(6) 自動車車両の維持改修及び整備の総括に関する事。

(7) 自動車車両の購入に係る補助金の申請、請求及び報告に関する事。

車両整備係

(1) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等に関する事。

(2) 自動車車両保守の調査及び計画に関する事。

(3) 自動車車両の維持改修及び整備に関する事。

第3条 横浜市交通局公示令達規程（昭和63年3月交通局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条 第2項中「総務部経営企画課」を「総務部経営管理課」に改める。

第4条 横浜市交通局事務決裁規程（昭和49年2月交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条 中「決裁事項及び」の次に「室長、」を加える。

第4条（見出しを含む。）中「部長」を「室長、部長」に改め

る。

第6条及び第7条中「部長」を「室長、部長」に改める。

第8条中「部長」を「室長又は部長」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「総務部長」を「経営推進室長」に改める。

第10条中「部長」を「室長、部長」に改める。

第14条第1項中「部長」を「室長、部長」に改め、同条第2項中「総務部」を「経営推進室」に改め、同条第3項中「部長」を「室長、部長」に、「総務部」を「経営推進室」に改める。

第16条中「部長」を「室長、部長」に改める。

別表第1を次のように改める。

管理者決裁事項

- |        |  |
|--------|--|
| (1)    | 交通事業の基本方針の決定に関すること。                      |
| (2)    | 重要な事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。                 |
| (3)    | 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出に関すること。           |
| (4)    | 重要な請願、陳情、要望等の処理に関すること。                   |
| (5)    | 条例及び規程並びに重要な局達、通達、要綱及び要領の制定及び改廃に関すること。   |
| (5)の2  | 重要な告示及び公告に関すること。                         |
| (6)    | 報道機関に対する重要な発表に関すること。                     |
| (7)    | 交通局の組織及び職制に関すること。                        |
| (8)    | 審査請求、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。         |
| (9)    | 重要な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。       |
| (10)   | 職員の任免並びに重要な分限及び懲戒に関すること。                 |
| (11)   | 室長、部長の休職及び復職に関すること。                      |
| (12)   | 室長、部長の職務に専念する義務の免除に関すること。                |
| (13)   | 室長、部長の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。 |
| (14)   | 室長、部長及び課長の外国出張に関すること。                    |
| (14)の2 | 室長、部長及び課長の営利企業等の従事に関すること。                |
| (15)   | 室長、部長の市外出張に関すること。                        |
| (16)   | 表彰、ほう賞及び儀式に関すること。                        |
| (17)   | 労働組合との協約及び重要な覚書の締結及び改廃                   |

- に関すること。
- (18) 予算の原案及び説明書の作成に関すること。
- (19) 決算の調製に関すること。
- (20) 重要な企業債の発行に関すること。
- (21) 1件 50,000,000 円以上の財産の処分及び1件 300,000,000 円以上の財産の取得（交換を含む。以下同じ。）に関すること。
- (22) 1件 200,000,000 円以上の工事（車両等製造を含む。以下同じ。）の施行決定に関すること。
- (23) 請負金額の増減が1件 120,000,000 円以上の工事の設計又は仕様の変更決定に関すること。
- (24) 請負金額の増減が1件 120,000,000 円未満で請負金額の増減が10パーセント以上となる管理者決裁事項に係る工事の設計又は仕様の変更の決定に関すること。
- (25) 補償価額が1件 20,000,000 円以上の高速鉄道建設に係る土木施設工事に伴う沿道家屋等の補償に関すること。
- (26) 補償価額が1件 80,000,000 円以上の財産の取得及び借受けに伴う補償に関すること。
- (27) 重要な損害賠償に関すること。
- (28) 1件 20,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の決定に関すること。
- (28) の 2 1件 1,000,000 円以上の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関すること。
- (29) 1件 40,000,000 円以上の委託の決定に関すること。
- (29) の 2 一般競争入札に係る工事の決定に関すること。
- (30) 1件 350,000,000 円以上の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (30) の 2 1件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（入札執行前に予定価格を公表する場合を除く。）。
- (30) の 3 1件 600,000,000 円以上の工事の請負契約の締結に関すること。
- (31) 1件 50,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること。

- (31) の 2 1 件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (31) の 3 1 件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関すること。
- (31) の 4 1 件 200,000,000 円以上の第2類委託契約（横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）第3条第2項第4号に規定する契約をいう。以下同じ。）に係る入札の執行に関すること。
- (31) の 5 1 件 100,000,000 円以上の委託契約（第2類委託契約を含む。次の2号において同じ。）に係る見積書の徴収に関すること。
- (31) の 6 1 件 200,000,000 円以上の委託契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (31) の 7 1 件 200,000,000 円以上の委託契約の締結に関すること。
- (32) 削除
- (33) 管理者決裁事項に係る契約の重要な変更及び解除に関すること。
- (34) 賃貸料月額 1 件 1,000,000 円以上の財産の貸付けの決定及び賃借料月額 1 件 1,000,000 円以上の財産の借受けの決定に関すること。
- (35) 1 件 30,000 円以上の接遇経費の支出に関すること。
- (36) 1 件 500,000 円以上の諸経費の支出に関すること。
- (37) 高速鉄道施設及び高速鉄道建設工事に係る重要な設計協議に関すること。

別表第2を次のように改める。

室長、部長専決事項

- 1 室長、部長共通専決事項
  - (1) 事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。
  - (2) 請願、陳情、要望等の処理に関すること。
  - (2) の 2 告示及び公告に関すること。
  - (2) の 3 申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。
  - (3) 課長の職務に専念する義務の免除に関すること。
  - (4) 課長の休暇、欠勤その他の願届出を要するもの



- の処理及び勤務命令に関すること。
- (5) 課長の市外出張（宿泊を伴うものを除く。）及び係長以下の職員の外国出張に関すること。
- (5) の 2 軽易又は定例の儀式、行事等に関すること。
- (6) 1 件 200,000,000 円未満の工事の施行決定に関すること。
- (7) 請負金額の増減が1件 120,000,000 円未満の次に掲げる工事の設計又は仕様の変更の決定に関すること。
- ア 請負金額の増減が10パーセント未満の管理者決裁事項に係る工事の設計又は仕様の変更
- イ 請負金額の増減が10パーセント以上の室長、部長専決事項に係る工事の設計又は仕様の変更
- (8) 1 件 20,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の決定に関すること。
- (8) の 2 支払義務の確定している1件 5,000,000 円以上の負担金、補助金、交付金等の交付に関すること。
- (8) の 3 1 件 1,000,000 円未満の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関すること。
- (9) 1 件 40,000,000 円未満の委託の決定に関すること。
- (10) 1 件 30,000 円未満の接遇経費の支出に関すること。
- (11) 1 件 500,000 円未満の諸経費の支出に関すること。
- (12) 賃貸料月額1件 1,000,000 円未満の財産の貸付けの決定及び賃借料月額1件 1,000,000 円未満の財産の借受けの決定に関すること。
- (13) 賃貸料月額1件 1,000,000 円以上の財産の貸付けの継続の決定及び賃借料月額1件 1,000,000 円以上の財産の借受けの継続の決定に関すること。
- 2 経営推進室長専決事項  
 広報紙の発行その他広報に関すること。
- 3 総務部長専決事項
- (1) 報道機関に対する発表に関すること。
- (2) 特別乗車券及び臨時乗車券の発行に関すること。

- (3) 軽易又は定例の表彰及びほう賞に関すること。
- (4) 労働組合との軽易な協約の締結及び改廃に関すること。
- (5) 交通局公金等管理委員会委員その他これらに準ずる委員会委員の任免に関すること。
- (6) 運転事故に係る職員の停職、減給、戒告等に関すること。
- (7) 課長の宿泊を伴う市外出張に関すること。
- (7)の2 係長以下の職員の営利企業等の従事に関すること。
- (8) 課長、係長及び職員の休職、復職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び育児短時間勤務並びに部分休業に関すること。
- (9) 横浜市交通局厚生会に対する助成金の支出に関すること。
- (10) 企業債の発行及びその手続に関すること。
- (11) 予算の範囲内における一時借入金に関すること。
- (12) 1件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る入札の執行に関すること（契約部長の専決事項に係るものを除く。以下第27号まで同じ。）。
- (13) 1件 350,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (14) 1件 50,000,000 円以上の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（入札執行前に予定価格を公表する場合に限る。）。
- (15) 1件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（入札執行前に予定価格を公表する場合を除く。）。
- (16) 1件 600,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関すること。
- (17) 1件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関すること。
- (18) 1件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (19) 1件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関すること。

- (20) 1件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関する事。
  - (21) 1件 200,000,000 円未満の第2類委託契約に係る入札の執行に関する事。
  - (22) 1件 200,000,000 円以上の委託契約（第2類委託契約を除く。）に係る入札の執行に関する事。
  - (23) 1件 100,000,000 円未満の委託契約（第2類委託契約を含む。次2号において同じ。）に係る見積書の徴収に関する事。
  - (24) 1件 200,000,000 円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関する事。
  - (25) 1件 200,000,000 円未満の委託契約の締結に関する事。
  - (26) 管理者決裁事項に係る契約の変更及び解除に関する事。
  - (27) 1件 50,000,000 円未満の財産の処分及び1件300,000,000 円未満の財産の取得に関する事。
  - (28) 補償価額が1件80,000,000 円未満の財産の取得及び借受けに伴う補償に関する事。
- 4 安全管理部長専決事項  
 高速鉄道事業及び自動車事業の事故防止対策の総括に関する事。
- 5 高速鉄道本部長専決事項
- (1) 広報紙の発行その他広報に関する事（経営推進室長専決を除く。）。
  - (2) 高速鉄道の事故防止の総合対策に関する事。
  - (3) 賠償価額が1件300,000 円以上の高速鉄道の事故に係る損害賠償に関する事。
  - (4) 高速鉄道の乗車券（横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和47年12月交通局規程第5号）第25条第1項、横浜市高速鉄道・乗合自動車共通カード乗車券発売規程（平成4年3月交通局規程第7号）第2条第1項、横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和56年5月交通局規程第9号）第2条第1項及び横浜市高速鉄道連絡運輸規程（平成10年3月交通局規程第2号）第5条に定めるもの）の製作及び発行に関する事。

- 6 自動車本部長専決事項
- (1) 自動車の軽易な事業計画の変更に関すること。
  - (2) 自動車の事故防止の総合対策に関すること。
  - (3) 自動車の事故に係る損害賠償に関すること。
  - (4) 自動車の乗車券（横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月条例第42号）第1条第1項、第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4及び第4条の5に定めるもの）の製作及び発行に関すること。
- 7 工務部長専決事項
- (1) 高速鉄道施設に係る支障物件の処理協定及び設計協議に関すること。
  - (2) 高速鉄道建設工事に係る支障物件の処理協定及び設計協議に関すること。
  - (3) 補償価額が1件 20,000,000 円未満の高速鉄道建設に係る土木施設工事に伴う沿道家屋等の補償に関すること。
- 8 契約部長専決事項
- (1) 1件 600,000,000 円以上の工事の請負契約に係る入札の執行に関すること（総務部長の専決事項に係るものを除く。以下この項において同じ。）。
  - (2) 1件 350,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
  - (3) 1件 50,000,000 円以上の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（入札執行前に予定価格を公表する場合に限る。）。
  - (4) 1件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること（入札執行前に予定価格を公表する場合を除く。）。
  - (5) 1件 600,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関すること。
  - (6) 1件 100,000,000 円以上の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関すること。
  - (7) 1件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること。
  - (8) 1件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予

			定価格の決定に関すること。
(9)	1件	100,000,000円未満	の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関すること。
(10)	1件	200,000,000円以上	の委託契約（第2類委託契約を除く。以下第13号まで同じ。）に係る入札の執行に関すること。
(11)	1件	100,000,000円未満	の委託契約に係る見積書の徴収に関すること。
(12)	1件	200,000,000円未満	の委託契約に係る予定価格の決定に関すること。
(13)	1件	200,000,000円未満	の委託契約の締結に関すること。
(14)	管理者決裁事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関すること。		
(15)	管理者決裁事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の解除に関すること。		
(16)	契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の重要な変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関すること。		
(17)	契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の重要な解除に関すること。		

別表第3を次のように改める。

課長専決事項

1	課長共通専決事項		
(1)	軽易な請願、陳情、要望等の処理に関すること。		
(2)	軽易な告示、公告その他公示に関すること。		
(3)	軽易な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。		
(4)	諸証明に関すること。		
(5)	係長以下の職員の職務に専念する義務の免除に関すること。		
(6)	係長以下の職員の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。		
(7)	職員の市内出張及び係長以下の職員の市外出張に関すること。		
(8)	1件	50,000,000円未満	の工事の施行決定に関すること。

- ること（総合司令所長、駅務管理所長、乗務管理所長、営業所長を除く。）。
- (9) 請負金額の増減が1件 20,000,000 円未満の次に掲げる工事の設計又は仕様の変更の決定に関すること（総合司令所長、駅務管理所長及び乗務管理所長を除く。）。
- ア 請負金額の増減が1パーセント未満の管理者  
 決裁事項に係る工事の設計又は仕様の変更
- イ 請負金額の増減が10パーセント未満の部長専  
 決事項に係る工事の設計又は仕様の変更
- ウ 課長専決事項に係る工事の設計又は仕様の変  
 更
- (10) 1件 2,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の決定に関すること。
- (10)の2 支払義務の確定している1件 5,000,000 円未満の負担金、補助金、交付金等の交付に関すること。
- (10)の3 1件 100,000 円未満の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関すること。
- (11) 1件 4,000,000 円未満の委託の決定に関すること。
- (12) 横浜市交通局会計規程第96条第3項に規定する物品の購入又は修理の契約に関すること。
- (12)の2 1件 1,000,000 円未満の緊急に行う必要がある物品以外の修理の契約に関すること。
- (13) 1件 50,000 円未満の諸経費（次号に規定する経費を除く。）の支出に関すること。
- (14) 所管車両にかかる自動車取得税及び自動車重量税の支出に関すること。
- (15) 予算の範囲内における光熱水費、動力費及び通信運搬費の支出に関すること。
- (16) 自動車損害賠償責任保険の保険金の請求、保険料の支出等に関すること。
- (17) 諸収入の調定（納入通知書及び納付書の発行を含む。）に関すること。
- (18) 賃貸料月額1件 100,000 円未満の財産の貸付けの決定及び賃借料月額1件 100,000 円未満の財産の借受けの決定に関すること。
- (19) 賃貸料月額1件 1,000,000 円未満の財産の貸付

- けの継続の決定及び賃借料月額1件 1,000,000 円  
未満の財産の借受けの継続の決定に関する事。
- (20) 物品及び役務の検査員並びに物品取扱員の任免  
に関する事。
- 2 総務部総務課長専決事項
- (1) 例規の編さんに関する事。  
(2) 公印の新調、改刻及び廃止に関する事。  
(3) 無料乗車券（特別乗車券及び臨時乗車券を除く  
。）の発行に関する事。  
(4) 庁舎内における掲示物の掲示承認に関する事  
。
- 3 総務部経営管理課長専決事項
- (1) 企業債の償還及び利子の支払並びに企業債に関  
する諸報告等に関する事。  
(2) 補助金、出資金及び他会計からの繰入金の収納  
に関する事。  
(3) 一時借入金の軽易な条件変更等に関する事。  
(4) 予算の同一項内の費目の新設及び金額の流用  
に関する事。  
(5) 源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る地方  
税の納付に関する事。  
(6) 預り金の支出に関する事。  
(7) 有価証券の保護預けに関する事。  
(8) 資金前渡及び概算払による支出の精算に関する  
事。  
(9) 1件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係  
る入札の執行に関する事（契約部契約第一課長  
及び契約第二課長の専決事項に係るものを除く。  
以下第18号まで同じ。）。  
(9)の2 1件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に  
係る見積書の徴収に関する事。  
(10) 1件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係  
る予定価格の決定に関する事。  
(11) 1件 350,000,000 円未満の工事の請負契約の締  
結に関する事。  
(12) 1件 100,000,000 円未満の物品、労力その他  
調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入  
札の執行に関する事（第1項第12号及び第12号  
の2に規定するものを除く。）。  
(12)の2 1件 20,000,000 円未満の物品、労力その他

- の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること（第1項第12号及び第12号の2に規定するものを除く。）。
- (13) 1件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (14) 1件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関すること。
- (15) 1件 40,000,000 円未満の第2類委託契約に係る入札の執行に関すること。
- (16) 1件 200,000,000 円未満の委託契約（第2類委託契約を除く。）に係る入札の執行に関すること。
- (16) の 2 1件 40,000,000 円未満の委託契約（第2類委託契約を含む。次2号において同じ。）に係る見積書の徴収に関すること。
- (17) 1件 100,000,000 円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (18) 1件 100,000,000 円未満の委託契約の締結に関すること。
- (19) 総務部長専決事項に係る契約及び総務部経営管理課長専決事項に係る契約の変更及び解除に関すること。
- (20) 不用品の再利用及び廃棄処分に関すること。
- (21) 1件 50,000,000 円未満の財産の取得に関すること。
- (22) 補償価額が1件 2,000,000 円未満の財産の取得及び借受けに伴う補償に関すること。
- (23) 財産の鑑定評価、登記及び損害保険料の支出に関すること。
- 4 総務部資産活用課長専決事項  
高速鉄道事業施設及び自動車事業施設への広告掲出の許可に関すること。
- 5 総務部人事課長専決事項
- (1) 職員の選考及び試験に関すること。
- (2) 職員（係長以上の者を除く。）の職名変更及び配置換えに関すること。
- (3) 運行管理者その他法令により特別の資格又は職名を必要とする者等の任命に関すること。



- (4) 給料、手当（退職手当を含む。）、報酬及び退職年金の支出に関する事。
- (5) 所得税の源泉徴収及び地方税の特別徴収に関する事。
- (6) 扶養手当及び児童手当に係る職員の扶養親族の承認に関する事。
- (7) 住居手当に係る職員の住居の確認に関する事。
- (8) 運転事故に係る職員の軽易な減給、戒告等に関する事。
- (9) 職員の公傷病及び公務災害補償に関する事。
- (10) 職員の健康診断の実施及び診断の結果に基づく措置に関する事。
- (11) 制服の貸与に関する事。
- (12) 法定福利費の支出に関する事。
- (13) 横浜市職員き章の貸与に関する事。
- 6 総務部能力開発センター長専決事項  
職員の研修に関する事。
- 7 安全管理部安全管理課長専決事項  
(1) 監察対象事項の選定に関する事。  
(2) 監察の実施方法に関する事。
- 8 高速鉄道本部営業課長専決事項  
高速鉄道の通学定期乗車券の発売学校等の認定に関する事。
- 9 高速鉄道本部総合司令所長専決事項  
横浜市交通局会計規程第57条第1項第20号に規定する前渡金による1件 30,000円未滿の物品の購入（以下「小額物品購入」という。）の決定及び支出に関する事。
- 10 高速鉄道本部駅務管理所長専決事項  
(1) 賠償価額が1件 300,000円未滿の高速鉄道の駅務関係事故に係る損害賠償に関する事。  
(2) 小額物品購入の決定及び支出に関する事。
- 11 高速鉄道本部乗務管理所長専決事項  
(1) 小額物品購入の決定及び支出に関する事。  
(2) 賠償価額が1件 300,000円未滿の高速鉄道の運転関係事故に係る損害賠償に関する事。
- 12 自動車本部営業課長専決事項  
(1) 自動車の通学定期乗車券の発売学校等の認定に関する事。

- (2) 自動車の乗車券の軽易又は定例な企画及び販売に関すること。
- 13 自動車本部営業所長専決事項
- (1) 賠償額が保険金の範囲内の自動車の運転事故に係る損害賠償に関すること。
- (2) 1件 10,000,000 円未満の工事の施行決定に関すること。
- (3) 小額物品購入の決定及び支出に関すること。
- 14 技術管理部保守管理所長専決事項
- 小額物品購入の決定及び支出に関すること。
- 15 工務部施設課長専決事項
- (1) 高速鉄道施設に係る軽易な設計協議に関すること。
- (2) 補償価額が1件 2,000,000 円未満の高速鉄道建設に係る土木施設工事に伴う沿道家屋等の補償に関すること。
- 16 契約部契約第一課長専決事項
- (1) 1件 600,000,000 円未満の工事の請負契約に係る入札の執行等に関すること（総務部経営管理課長の専決事項に係るものを除く。以下この項において同じ。）。
- (2) 1件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (3) 1件 50,000,000 円未満の工事の請負契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (4) 1件 350,000,000 円未満の工事の請負契約の締結に関すること。
- (5) 横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）別表第1中5予算の編成及び執行に係る事項の表局長(10)の規定による請負金額の変更を伴う局長専決事項に係る工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴う契約の変更に関すること及び同表部長(6)及び課長(8)の規定による工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴う契約の変更に関すること。
- (6) 契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）及び契約第一課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関すること。

- (7) 契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）及び契約第一課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の解除に関すること。
- 17 契約部契約第二課長専決事項（総務部経営管理課長の専決事項に係るものを除く。）
- (1) 1件 100,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る入札の執行に関すること（第1項第12号及び第12号の2に規定するものを除く。）。
- (2) 1件 20,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る見積書の徴収に関すること（第1項第12号及び第12号の2に規定するものを除く。）。
- (3) 1件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (4) 1件 50,000,000 円未満の物品、労力その他の調達等の契約及び不要品の売払いの契約の締結に関すること。
- (5) 1件 200,000,000 円未満の委託契約（第2類委託契約を除く。以下第8号まで同じ。）に係る入札の執行に関すること。
- (6) 1件 40,000,000 円未満の委託契約に係る見積書の徴収に関すること。
- (7) 1件 100,000,000 円未満の委託契約に係る予定価格の決定に関すること。
- (8) 1件 100,000,000 円未満の委託契約の締結に関すること。
- (9) 契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）及び契約第二課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更（工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。）に関すること。
- (10) 契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）及び契約第二課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の解除に関すること。

第5条 横浜市交通局公印規程（昭和36年9月交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「経営企画課長」を「経営管理課長」に改める。

。

第6条 横浜市交通局企業職員の管理職手当に関する規程（平成27年3月交通局規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区分		補職名
8級の職にある者の支給区分	I種	交通事業管理者（交通局長）
7級の職にある者の支給区分	I種	副局長（経営推進室長）、総務部長
	II種	安全管理部長、高速鉄道本部長、自動車本部長、技術管理部長、工務部長
	III種	I種・II種以外の職
6級の職にある者の支給区分	I種	プロジェクト推進課長、総務課長、経営管理課長、人事課長
	II種	システム推進課長、資産活用課長、能力開発センター長、安全管理課長、高速鉄道本部営業課長、運転課長、総合司令所長、駅務管理所長、乗務管理所長、自動車本部営業課長、路線計画課長、運輸課長、自動車本部車両課長、営業所長、技術管理部車両課長、電気課長、保守管理所長、施設課長、建築課長、建設改良課長、工事事務所長
	III種	I種・II種以外の職

第7条 横浜市交通局企業職員の職務発明に関する規程（昭和61年10月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所属する」の次に「室、」を加え、「部長」を「室・部長」に改め、同条第4項中「部長」を「室・部長」に改める。

第16条第3項中「委員は、」の次に「経営推進室、」を加える。

第8条 横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「経営企画課長」を「経営管理課長」に改める。

第5条第2項第1号中「総務課長」の次に「、資産活用課長」

を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「運輸課長」の次に「、車両課長」を加え、同号を同項第3号とする。

第9条 横浜市営交通パートナーシップ事業に関する規程（平成20年2月交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「交通局で」の次に「室長又は」を加え、「規定する」の次に「室、」を加える。

第7条第1号中「所在地、代表者職氏名及び連絡先」を「所在地及び代表者職氏名」に改める。

第9条第3項中「第6条」を「第7条」に改める。

第10条第1項第1号中「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第2号

横浜市立市民病院駐車場使用料の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 高橋 俊 毅

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社国際連邦 警備保障 代表取締役 岩野 経 人	旭区東希望が丘 228 番地	平成31年4月1日 から平成32年3月 31日まで

## 教育委員会

横浜市教育委員会達第6号（平成31年4月1日揭示済）

横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成11年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

題名中「の割振り等」を削る。

第1条中「昭和26年12月横浜市条例第61号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「の割振り等」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第9条第1項中「第2条から第5条までの規定にかかわらず、」を削り、「要しない日は」の次に「、第3条及び第5条の規定にかかわらず」を加える。

第10条を次のように改める。

（育児短時間勤務職員等の休憩時間）

第10条 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあつては、1日の勤務時間が6時間を超える場合には、高等学校に勤務する校長等にあつては1時間、それ以外の職員にあつては45分の休憩時間を置くものとする。

第11条第1項中「第2条から第5条まで」を「条例第3条並びに第3条、第5条」に、「学校の長（校長代理を含む。以下同じ。）」を「学校長及び校長代理」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 勤務時間を超える勤務及び休日の勤務の命令並びに条例第3条の2の規定による勤務を要しない日及び休日の振替は、当該職員の所属する学校長及び校長代理がこれを専決する。

附 則

（施行期日）

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。



市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第13号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年4月15日

横浜市選挙管理委員会

委員長 大 瀧 正 雄

50分の1の数	62,102 人
6分の1の数	517,511 人
3分の1の数	1,035,021 人
選挙区ごとの3分の1の数	
鶴見区	79,194 人
神奈川区	66,458 人
西区	28,034 人
中区	39,236 人
南区	55,320 人
港南区	60,932 人
保土ヶ谷区	57,276 人
旭区	69,829 人
磯子区	46,720 人
金沢区	56,217 人
港北区	96,234 人
緑区	49,486 人
青葉区	85,006 人
都筑区	56,174 人
戸塚区	77,343 人
栄区	34,181 人
泉区	42,857 人
瀬谷区	34,531 人

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
488,133 人

---

人事委員会

---

試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第10号（平成31年3月27日揭示済）

試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

試験及び選考の事務の委任に関する規則（平成23年4月横浜市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる試験は」を「任用規則第12条第2項に規定する試験のうち、次に掲げる試験は」に、第2条2項中「次に掲げる試験は」を「任用規則第12条第1項及び第2項に規定する試験のうち、次に掲げる試験は」に改める。

第3条第1項中「次に掲げる職への昇任に関する選考は」を「任用規則第19条第2項に規定する選考のうち、次に掲げる職への昇任に関する選考は」に、第3条第2項中「次に掲げる職への採用に関する選考は」を「任用規則第19条第1項に規定する選考のうち、次に掲げる職への採用に関する選考は」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
。

平成31年3月27日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第11号（平成31年3月27日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「翌月の初日をもって失効するものとする。」を「末日に失効するものとする。」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

---

職員共済組合

---

横浜市職員共済組合公告第3号（平成31年3月12日揭示済）

横浜市職員共済組合監事の就職

平成31年3月12日開催の横浜市職員共済組合組合会において、監事選挙を行った結果、次の者が監事に就職したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき公告する。

平成31年3月12日

横浜市職員共済組合

理事長 渡辺 巧 教

任命監事 山 隈 隆 弘 平成31年3月12日就職

互選監事 梶ヶ谷 仁 平成31年3月12日就職

学識経験を有する監事 舟 田 英 一 平成31年3月23日就職

横浜市職員共済組合公告第4号（平成31年3月12日揭示済）

横浜市職員共済組合定款の一部変更

横浜市職員共済組合定款（昭和37年12月職員共済組合公告第1号）の一部変更をここに公告する。

平成31年3月12日

横浜市職員共済組合  
理事長 渡辺 巧 教

横浜市職員共済組合定款（昭和37年12月職員共済組合公告第1号）の一部を次のように変更する。

第34条第1項の表中「1,000分の6.19」を「1,000分の7.24」に、「1,000分の0.71」を「1,000分の1.4」に、「1,000分の1.72」を「1,000分の3.16」に改める。

第34条の2中「1,000分の69.34」を「1,000分の70.72」に、「1,000分の12.38」を「1,000分の14.48」に改める。

第36条中「平成30年度」を「平成31年度」に、「1,018円」を「1,074円」に改める。

附則第8項中「、経過的長期預託金管理経理」を削る。

附 則

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条第1項及び第34条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 5 号 ( 平 成 31 年 3 月 12 日 掲 示 済 )

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 貸 付 規 程 の 一 部 改 正

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 貸 付 規 程 ( 平 成 26 年 6 月 職 員 共 済 組 合 公 告 第  
11 号 ) の 一 部 改 正 を こ こ に 公 告 す る 。

平 成 31 年 3 月 12 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合  
理 事 長 渡 辺 巧 教

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 貸 付 規 程 ( 平 成 26 年 6 月 職 員 共 済 組 合 公 告 第  
11 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 経 過 的 長 期 預 託 金 管 理 経 理 か ら の 借 入 金 及 び 」 を 削 る  
。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市職員共済組合公告第6号（平成31年3月12日揭示済）

平成31年度横浜市職員共済組合事業計画及び予算

平成31年3月12日開催の組合会において議決を得た平成31年度横浜市職員共済組合事業計画及び予算を横浜市職員共済組合定款（昭和37年12月横浜市職員共済組合公告第1号）第37条の規定により、公告する。

平成31年3月12日

横浜市職員共済組合

理事長 渡辺 巧 教

平成31年度横浜市職員共済組合 事業計画概況  
別冊のとおり



---

正誤

---

平成31年定期第1085号97ページ上から33行目「第5項」は「第4項」の、44行目「第5項」は「第4項」の誤り。